

官報

号外 昭和四十七年五月二十五日

第六十八回 衆議院會議録 第三十三号

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)

議事日程 第二十八号

昭和四十七年五月二十五日

午後二時開議

- 第一 罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 琵琶湖総合開発特別措置法案(内閣提出)
- 第三 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 琵琶湖総合開発特別措置法案(内閣提出)
- 日程第三 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 工業再配置促進法案(内閣提出)

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

日程第一 罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案

右

國会に提出する。

昭和四十七年三月十七日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二項中「千円」を「四千元」に改め、同条第二項中「五百円」を「二千元」に、「千円」を「四千元」に改め、同条第二項中「千円」を「四千元」に改める。

第三項第一項中「五十倍」を「二百倍」に改め、同条第二項中「五十円」を「二百円」に改める。

第四項第一項中「二千円」を「八千元」に、「千円」を「四千元」に改め、同条第二項中「千円」を「四千元」に改める。

第五條中「二千円」を「八千元」に改める。

第六條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七條第一項中「二万五千円」を「十万円」に、「二千円」を「八千元」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 刑事訴訟法第二百八十四條及び第三百九十九條中「五千円以下の罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については「二十万円以下の罰金」と、その他の罪については「二万円以下の罰金」とし、刑事訴訟法第二百八十五條第二項中「五千円を超える罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については「二十万円を超える罰金」と、その他の罪については「二万円を超える罰金」とする。

同条第四項中「二百円」を「八百円」に改める。

第七條の次に次の一条を加える。

「二十万円を超える罰金」と、その他の罪については「二万円を超える罰金」とする。

第八條 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律百十三号)第三條第一項中「五万円以下の罰金」とあるのは、「二十万円以下の罰金」とする。

附則

1 この法律は、昭和四十七年七月一日から施行する。

2 條例の關則でこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、改正後の第二條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年を経過するまでは、なお従前の例による。その期限に達した行為に対してこれらの罰則を適用する場合には、その期限の経過後においても、同様とする。

3 改正後の第四條の規定は、改正前の同條の規定の施行後に制定された法令(この法律の施行の際にまだ施行されていないものを含む)により新設され、又は改正された罰則についても、適用する。

4 改正後の第六條の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

理由 經濟事情の変動等に伴い、罰金及び料金の額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員長松澤雄藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案

〔松澤雄蔵君登壇〕

○松澤雄蔵君 たいだいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、罰金等臨時措置法によることとされている刑法その他の刑罰法規に定められた罰金及び科料の額等が、経済事情の著しい変動により財産刑の刑罰としての機能を低下させるばかりでなく、刑事司法の適正な運営を阻害するおそれも生じたので、罰金及び科料の額等を改定しようとするものであります。

そのおもなる内容は、
第一に、罰金は四千元以上、科料は二十四以上四千元未満とすること。
第二に、刑法、暴力行為等処罰に關する法律及び経済關係の罪の整備に關する法律の罪について定める罰金の多額を二百倍に相當する額とすることとし、これらの罪以外の罪について定める罰金の多額が八千円に満たないときは、これを八千円とすること。

第三に、刑の執行猶予をすることが出来る罰金の最高額及び略式命令または即決裁判によつて科することが出来る罰金の最高額をそれぞれ二十万円とすること。
等であります。

当委員会におきましては、四月十八日提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行ない、五月二十四日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 琵琶湖総合開発特別措置法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、琵琶湖総合開発特別措置法案を議題といたします。

琵琶湖総合開発特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和四十七年四月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

琵琶湖総合開発特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、琵琶湖のすぐれた自然環境の保全を図りつつ、その水資源の利用とその観光資源等の利用とをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、近畿圏の健全な発展に寄与することを目的とする。

琵琶湖総合開発計画の内容

第二条 琵琶湖総合開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全に關する基本的な方針

二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

イ 琵琶湖の洪水から防衛すべき地域の保全上重要な治水事業

ロ 琵琶湖の水質の保全上重要な下水道の整備に關する事業

ハ 淀川の下流域における水の需要に対応する琵琶湖の水資源の開発のための事業

ニ 琵琶湖から取水する水道、工業用水道及び農業用排水施設の整備に關する事業

（琵琶湖から取水する農業用排水施設の整備に關する事業（ハ）の事業の附帯工事として実施するものその他ハの事業の実施により必要を生じたものを含む。）の実施に關

琵琶湖総合開発特別措置法案

連して実施することを相当とする区画整理の事業を含む。）

ホ 琵琶湖の流域内の森林に係る造林及び保育の事業、林道の開設及び改良の事業並びに治山事業

ヘ 琵琶湖の湖辺に設けられる都市公園及び自然公園の保護又は利用のための施設の整備に關する事業並びに琵琶湖の景観又は自然環境の維持上重要な土地の保全のためにする当該土地の取得に關する事業

ト 琵琶湖における観光又はレクリエーションのための資源の開発に寄与する道路及び港湾の整備に關する事業

チ 琵琶湖の水産資源の保護増進及び開発のための事業、琵琶湖の周辺地域に設けられる琵琶湖産の水産物の流通及び加工の施設の整備に關する事業並びに琵琶湖における漁港の整備に關する事業

リ その他前条の目的を達成するために必要な政令で定める事業

2 琵琶湖総合開発計画は、全国総合開発計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、淀川水系に係る水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百七十七号)第四条第一項の規定による水資源開発基本計画及び河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定による工事実施基本計画その他琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全と關係を有する国の計画との調和が保たれたものでなければならず、かつ、前項第二号ハの事業の琵琶湖における水産業に及ぼす影響について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

(琵琶湖総合開発計画の決定及び変更)
第三条 滋賀県知事は、琵琶湖総合開発計画の案を作成し、これを近畿圏整備局長官を通じて内閣総理大臣に提出するものとする。この場合において、琵琶湖総合開発計画の案の作成については、滋賀県知事は、あらかじめ、關係府県知事は、

の意見をきき、かつ、次項の規定による内閣総理大臣の指示があつた場合にはその指示に従わなければならない。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、關係行政機關の長と協議の上、滋賀県知事に對し、琵琶湖総合開発計画の案の作成上準拠すべき事項を指示することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により提出された案に基づき、琵琶湖総合開発計画を決定するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、近畿圏整備審議会の意見をきくとともに、關係行政機關の長に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、琵琶湖総合開発計画を決定したときは、これを關係行政機關の長及び滋賀県知事その他關係府県知事に送付するものとする。

5 前各項の規定は、琵琶湖総合開発計画を変更する場合について準用する。

(年度計画の決定)

第四条 滋賀県知事は、毎年度、その年度の開始前までに、琵琶湖総合開発計画に基づく当該年度の各事業(政令で定める事業を除く。)の実施に關する計画(以下「年度計画」という。)の案を作成し、これを近畿圏整備局長官を通じて当該各事業に關する主務大臣に提出するとともに、關係行政機關の長に送付するものとする。

2 滋賀県知事は、前項の規定により、第十一條第一項の規定に基づきその経費の一部を負担すべき地方公共団体が定められている事業に係る年度計画の案を主務大臣に提出したときは、遅滞なく、これをその地方公共団体に送付するものとする。

3 近畿圏整備局長官又は關係行政機關の長は、必要があるとき、第一項の規定により提出され又は送付された案に關し、主務大臣に(關係行政機關の長にあつては、近畿圏整備局長官を通じて主務大臣に)意見を述べることがで

する。

4 第一項の主務大臣は、同項の規定により提出された案に基づき、年度計画を決定するものとする。

5 第一項の主務大臣は、年度計画を決定したときは、これを近畿圏整備局長官及び関係行政機関の長並びに滋養県知事に送付するものとする。
 第十一條 第一項の規定に基づきその経費の一部を負担すべき地方公共団体が定められている事業に係る年度計画については、その地方公共団体に對しても、同様とする。

(事業の実施)

第五條 琵琶湖総合開発計画に基づく事業(以下「総合開発事業」という)は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従ひ、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。

(協力及び勧告)

第六條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、琵琶湖総合開発計画の実施に關し、できる限り協力しなければならない。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者に対し、琵琶湖総合開発計画の実施に關し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他琵琶湖総合開発計画の実施に關する状況について報告を求めることができる。

3 関係行政機関の長は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、前項の規定による勧告をすべきことを要請することができる。

(生活再建のための措置)

第七條 総合開発事業を実施する者は、当該事業の実施によつて土地に關する権利、漁業権その他の權利に關し損失を受けたため生活の基礎を失ふこととなる者について、その受ける補償と相まつて次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申

出に基づき、事情の許す限り、当該生活再建のための措置のあつせんに努めるものとする。

一 土地又は建物の取得に關すること。
 二 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。

(国の負担又は補助の割合等の特例)

第八條 総合開発事業のうち別表に掲げる事業に係る経費に對する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に對する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に對する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に係る経費につき前二項の規定による国の負担割合により国が負担し又は補助する場合における国の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第九條 国は、総合開発事業の用に供するため必要があるとき、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に對し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第十條 国は、前二條に定めるもののほか、琵琶湖総合開発計画を達成するために必要があるとき、財政上及び金融上の援助を与えることができる。

第十一條 総合開発事業(第二條第一項第二号ハの事業を除く)、琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の開発

及び保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業のうち、総合開発事業たる第二條第一項第二号ハの事業(以下この条において「水資源開発事業」という)の実施により琵琶湖及びその周辺地域について生ずべき不利益(水資源開発事業を実施する者による損失補償の対象となるものを除く)を補う効用を有する事業で、その事業に係る経費の全部又は一部を当該地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体が負担するもの(政令で定めるものに限る)については、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、次に掲げる地方公共団体と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

一 水資源開発事業により生じた施設を利用し、河川の流水を水道又は工業用水道の用に供し、又は供することが予定されている地方公共団体

二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体(前号に掲げるものを除く)。
 イ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する水道で水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三條第二項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域又は給水予定区域
 ロ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する水道で水道法第三條第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域又は給水予定区域
 ハ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二條第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域又は給水予定区域

近畿圏整備局長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣は、前項の規定による負担に關し、

関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができ。

3 第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係当事者は、遅滞なく、近畿圏整備局長官、厚生大臣、通商産業大臣、自治大臣その他その協議に係る事業に關する主務大臣に對し、その協議が成立した事項を報告しなければならない。ただし、前項のあつせんに基づきその協議が成立した場合には、近畿圏整備局長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣に對しては、この限りでない。

4 第一項各号に掲げる地方公共団体は、琵琶湖及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体で総合開発事業(水資源開発事業を除く)を実施するものに對し、当該事業の実施に必要な資金を融通することができる。

(琵琶湖管理基金)

第十二條 琵琶湖及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体は、琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一條の基金として、琵琶湖管理基金を設けることができる。

附 則

1 (施行期日等)
 一 この法律は、公布の日から施行する。
 二 第八條(別表を含む)の規定は、昭和四十七年度分の事業(昭和四十六年度分の事業で翌年度に繰り越したものを除くものとし、第三條第三項の規定による琵琶湖総合開発計画の決定前に実施されたものを含む)に係る経費に對する国の負担金又は補助金から適用する。

(この法律の失効)
 三 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限

昭和三十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 琵琶湖総合開発特別措置法案

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 琵琶湖総合開発特別措置法案

り、その効力を失う。ただし、第七条に規定する生活再建のための措置のあつて同日後に実施される必要があるもの、第八条第一項に規定する事業に係る経費に対する国の負担金若しくは補助金又は地方公共団体の負担金で昭和五十七年度以降に交付され又は納付されるもの及び第十一条第一項の規定に基づき負担金で同年度以降に支払われるものについては、第七條、第八條別表を含む。及び第十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(昭和四十七年度の特例)

4 昭和四十七年度の年度計画の作成については、第四条第一項中「その年度の開始前までに」とあるのは、「琵琶湖総合開発計画の決定後遅滞なく」とする。

5 昭和四十七年度に限り、同年度分の事業（国が実施するものを除く）に係る経費につき第八条第一項の規定による国の負担割合によつて算定した国の負担金又は補助金の額が、他の法令の規定による国の負担割合によつて算定した国の負担金又は補助金の額をこえることとなる場合には、当該事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいふ。）は、そのこえることとなる部分の額を昭和四十八年度に交付するものとする。

(近畿圏整備法の一部改正)

6 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四條中第八號を第九號とし、第七號の次に次の一號を加える。

八 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第 号）（これに基づく命令を含む。）により内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。

別表

事業の区分	国の負担割合の範囲
河川法第四條第一項に規定する一般河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改良	三分の二以内
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理	百分の六十五以内
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の新設、増設又は改良	十分の五・五以内
自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業で政令で定めるもの	十分の五・五以内

理由

琵琶湖の自然環境の保全を図りつつ、その水資源、観光資源等の利用を増進する緊急の必要があることにかんがみ、琵琶湖総合開発計画を策定するとともに、その計画に基づく特定の事業に係る国の負担割合を引き上げ、その計画に基づく水資源開発事業の実施に關連して必要となる特定の事業に係る地方負担について負担の調整を図る等の措置を講ずることにより、その計画の実施を推進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。建設委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔亀山孝一君登壇〕

○亀山孝一君 ただいま議題となりました琵琶湖総合開発特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、琵琶湖のすぐれた自然環境の保全を

かりつつ、その水資源の利用とその観光資源等の利用とをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を策定し、その実施を推進する等、特別の措置を講ずることにより、近畿圏の健全な発展に寄与しようとするもので、昭和五十七年三月三十一日までの限時法であります。

本案は、四月二十一日提案理由の説明を聴取、以来、多年の懸念であった本案の重要性にかんがみ、現地調査、参考人の意見聴取、さらには連合審査会の開催等、慎重に審査が行なわれたのであります。その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて、五月二十四日質疑を終了、次いで、琵琶湖の水質の回復等に関する修正案が提出せられ、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、下水道事業等、水質保全上有効な事業の早期かつ優先的実施等、六項目からなる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

琵琶湖総合開発特別措置法案に対する修正案（委員全修正）

琵琶湖総合開発特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一条中「琵琶湖のすぐれた自然環境の保全を図りつつ、その水資源の利用とその観光資源等の利用とを」を「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉に」改める。

第二条第一項第一号中「開発及び保全」を「保全及び開発」に改め、同項第二号中「下水道」の下に「及びし尿処理施設」を加え、同条第二項中「開発及び保全」を「保全及び開発」に、「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 琵琶湖総合開発計画は、琵琶湖の水質の保全及び汚濁した水質の回復について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第三条第一項後段中「関係府県知事の意見をきき、かつ、次項の規定による内閣総理大臣の指示があつた場合にはその指示に従わなければならない」を「公聴会を開催してその住民の意見をきき、かつ、当該県の関係市町村長の意見をきき、かつ、当該県の議会の議を経なければならない」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第五項までに改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 琵琶湖総合開発計画は、情勢の推移によりこれを変更することが適当であると認められる事態になつたときは、変更することができる。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の琵琶湖総合開発計画の案の作成については、滋賀県知事は、あらかじめ、関係府県知事の意見をきかなければならない。この場合

において、関係府県知事は、その意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該府県の関係市町村長の意見をきかなければならない。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「開発及び保全」を「保全及び開発」に改める。

第十二条中「開発及び保全」を「保全及び開発」に改める。

附則第二項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、同項の合衆国ドルによる三億ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

アジア開発銀行の出資の額が増額されることとなるに伴い、わが国が出資するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長齋藤邦吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔齋藤邦吉君登壇〕

○齋藤邦吉君 ただいま議題となりましたアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部

を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国は、二億ドルの出資をもってアジア開発銀行に加盟し、域内先進工業国として、同銀行を積極的に支援してまいりましたが、同行の理事会は、総額十六億五千万ドルの増資とその割り当てに関する決議案を総務会に勧告し、同決議案は、各国を代表する総務の投票に付され、昨年十一月末に成立いたしました。わが国は、同決議案に対し、わが国総務である大蔵大臣が賛成投票を行ないました。

したがって、この法律案は、政府が同銀行に対し、一九六六年一月三十一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルで三億ドル相当額の追加出資に應ずるため、新たな出資についての規定を設けようとするものであります。

なお、今回の出資のうち、払い込み資本は、その五分の一に当たる六千万ドルとされ、さらにその一部は、本邦通貨にかえて国債で払い込むことが認められておりますので、現金で払い込みを要する部分については、第一回払い込みの所要財源として二十六億七千六百万円を昭和四十七年度予算に計上いたしております。

この法律案は、審査の結果、昨五月二十四日質疑を終了し、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、アジア開発銀行に加盟していない国の同銀行への加盟が促進されるように配慮すること等、三項目にわたり、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第四、健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十七年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

九四二

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

標準	報	酬	報	酬	月	額
等級	月	額	日	額	月	額
第一級	一、二、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満		
第二級	一、四、〇〇〇円	四、七〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満		
第三級	一、六、〇〇〇円	五、三〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満		
第四級	一、八、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満		
第五級	二、〇、〇〇〇円	六、七〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満		
第六級	二、二、〇〇〇円	七、三〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満		
第七級	二、四、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満		
第八級	二、六、〇〇〇円	八、七〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満		
第九級	二、八、〇〇〇円	九、三〇〇円	二七、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満		
第一〇級	三、〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満		
第二級	三、三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、〇〇〇円以上	三四、五〇〇円未満		
第三級	三、六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満		
第四級	三、九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満		
第五級	四、二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満		
第六級	四、五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満		
第七級	四、八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満		
第八級	五、一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満		
第九級	五、六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満		
第一〇級	六、〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満		
第二〇級	六、四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満		

第二級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第三級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第五級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第六級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第七級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第八級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第九級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第一〇級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第十一級	一一六、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第十二級	一二二、〇〇〇円	四、一三〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第十三級	一二八、〇〇〇円	四、三三〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第十四級	一三四、〇〇〇円	四、五三〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四二、〇〇〇円未満
第十五級	一四〇、〇〇〇円	四、七三〇円	一四二、〇〇〇円以上	一四九、〇〇〇円未満
第十六級	一四六、〇〇〇円	四、九三〇円	一四九、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第十七級	一五二、〇〇〇円	五、一三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六二、〇〇〇円未満
第十八級	一五八、〇〇〇円	五、三三〇円	一六二、〇〇〇円以上	一六八、〇〇〇円未満
第十九級	一六四、〇〇〇円	五、五三〇円	一六八、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二十級	一七〇、〇〇〇円	五、七三〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八二、〇〇〇円未満
第二十一級	一七六、〇〇〇円	五、九三〇円	一八二、〇〇〇円以上	一九〇、〇〇〇円未満
第二十二級	一八二、〇〇〇円	六、一三〇円	一九〇、〇〇〇円以上	一九七、〇〇〇円未満
第二十三級	一八八、〇〇〇円	六、三三〇円	一九七、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満
第二十四級	一九四、〇〇〇円	六、五三〇円	二〇五、〇〇〇円以上	二一三、〇〇〇円未満
第二十五級	二〇〇、〇〇〇円	六、七三〇円	二一三、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満

第八条中「報酬等」を「報酬(第七十九条ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム以下第九条第一項、第八十七条第一号及第八十八条ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ等)に改める。

第十一條第一項ただし書中「第七十九条ノ二」の下に「(第七十九条ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第七十条ノ三を次のように改める。

第七十条ノ三 国庫ハ第七十条ニ規定スル費用

ノ外政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ百分ノ五ヲ補助ス国庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一条ノ四第二項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テ其ノ變更後ノ保険料率ガ千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保険料

率千分ノ一ニ付其ノ變更セラレタル日ヨリ變更後ノ保険料率ガ變更セラレタル迄ノ間ニ行ハルル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハルル療養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ千分ノ四ヲ補助ス

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同項の次に次の一項を加える。

社会保険庁長官ハ保険料及国庫補助ヲ以テ保険給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剰余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明ナリタルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ前項ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得但シ保険料率ヲ増加スル場合ニ於テハ千分ノ八十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五章中第七十九条ノ二の次に次の五条を加える。

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十九条乃至第七十二条及第七十七条乃至第七十九条ノ五及第七十九条ノ七ノ規定ニ依リ保険料(以下第七十九条ノ七迄ニ於テ特別保険料ト称ス)ヲ徴収ス

特別保険料ノ額ハ各事業所ニ付事業主ガ其ノ使用スル被保険者ニ対シ賞与等(第二条第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ被保険者ノ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ支払ヒタル月ニ付其ノ月ニ使用スル被保険者(第二十条ノ規定ニ依ル被保険者、其ノ月ニ第七十一条ノ三該当シタル者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴収セラレザル被保険者ヲ除ク)ニ支払ヒタル賞与等ノ總額ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得

タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価格ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十九条ノ四 特別保険料ハ前条第二項ノ規定ニ依リ其ノ算定ノ基礎ト為リタル賞与等ノ支払ヲ受ケタル各被保険者及其ノ被保険者ヲ使用スル事業主ガ左ニ掲グル区分ニ從ヒ負担ス

一 被保険者ニ在リテハ其ノ支払ヲ受ケタル賞与等ノ額ニ前条第二項ニ規定スル率ノ二分ノ一ヲ乗ジテ得タル額

二 事業主ニ在リテハ特別保険料ノ額ヨリ前号ノ規定ニ依リ各被保険者ガ負担スベキ額ノ合算額ヲ控除シタル額

第七十九条ノ五 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リ被保険者ガ負担スベキ特別保険料トシテ同条第一号ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ其ノ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九条ノ六 健康保険組合ハ当分ノ間第七十一条乃至第七十二条、第七十五条、第七十五条ノ二及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九条ノ三乃至前条ノ規定(第七十九条ノ三第三項ノ規定ヲ除ク)ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九条ノ三第二項中千分ノ十トアルハ千分ノ十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トシ前項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九条ノ四第一号中二分ノ一トアルハ二分ノ一ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価格ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

算定ニ付テハ第二条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十九条ノ七 第七十七条、第七十九条及第七十九条ノ二ノ規定ハ第七十九条ノ三第一項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ関シ之ヲ準用ス

第八十七条第四号中「第七十七条本文」の下に「(第七十九条ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第二条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七の次に次の二条を加える。

第十八条ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十八年度以降ニ於テハ当分ノ間第十号ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十七年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一条ノ四第二項ノ規定ニ依ル保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年以内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八条ノ九 政府ハ昭和四十七年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(標準報酬に關する経過措置)

2 この法律の施行の日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く)のうち、昭和四十七年三月の標準報酬月額が一万円以下である者又は十万四千円である者の同年四月一日から同年九月三十日まで標準報酬額については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとなして、この法律による改正後の健康保険法第三条の規定を適用する。

この場合において、その者の同年三月の標準報酬月額が一万円以下であるとき又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年四月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による標準報酬月額が十万四千円以上十二万六千円以下であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年三月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

(保険料に關する経過措置)

3 昭和四十七年三月以前の月に係る政府の管掌する健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(特別保険料に關する経過措置)

4 この法律による改正後の健康保険法第七十九条ノ三から第七十九条ノ五まで及び第七十九条ノ七の規定は、この法律の施行の日以後において支払われる同法第七十九条ノ三第二項に規定する賞与等について適用する。

(国庫補助に關する経過措置)

5 この法律による改正後の健康保険法第七十条

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

九四四

ノ三第一項の規定は、この法律の施行の日以後に行なわれる療養の給付、同日以後に行なわれる療養に係る家族療養費の支給並びに同日以後の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用について適用する。

(保険料率の変更に関する経過措置)

6 この法律による改正後の健康保険法第七十一条ノ四第二項の規定による保険料率の変更は、昭和四十八年度以降においては、年度ごとに当該不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、かつ、保険料及び国庫補助をもつて保険給付費、保健施設費その他政令で定める経費に充てる費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつた場合において、行なうことができるものとする。

理由

政府管掌健康保険の保険財政の窮乏した状況に対処する等のため、標準報酬を合理化し、政府管掌健康保険に係る国庫補助の定率化及び保険料率の引上げを行ない、当分の間の措置として賞与等について特別保険料を徴収することとし、あわせて厚生保険特別会計の健康勘定における昭和四十七年度以前に生じた損失の処理に関し、一般会計からの繰入れによつて補てんする方途を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長森山欽司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 たいま議題となりました健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、政府管掌健康保険は、中小及び零細企業に働く雇用労働者約千三百二十万人とその家族を合わせて二千六百万人を対象とし、政府が経営主体となつて運営に当たつてゐる医療保険であります。その保険財政につきましては、近年とみに悪化し、巨額の赤字のため、ついにその運営が危ぶまれる状況に直面してゐる現状であります。

わが国被用者保険の中核であります政管健保のかかる異常な事態を防止し、これを解決するため、本案は、過去の累積赤字をたな上げし、国庫補助の定率化をはかることと、保険料率の引き上げ、標準報酬の改定等を行ない、今後単年度赤字を生じないよう所要の財政措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容は、まず、健康保険法におきましては、

第一に、標準報酬の上限を二十万円に、下限を一万二千円に改めるとともに、保険料率を千分の七十三に改めることとあります。

第二に、当分の間、賞与についてその千分の十を労使折半により特別保険料として徴収することとあります。

第三に、国庫補助については、これまでの定額国庫補助を改め、五割の定率制の国庫補助を導入することとあります。

第四に、保険料率について、社会保険庁長官は、社会保険審議会の意見を聞いて、千分の八十を限度としてこれを変更できることとし、料率を引き上げた場合は定率国庫補助の割合を増加することとあります。

なお、組合管掌健康保険につきましては、標準報酬の改定を行なうとともに、特別保険料の徴収については任意とすることとあります。

次に、厚生保険特別会計法におきましては、昭和四十七年度末における政管健保の累積赤字をたな上げし、一般会計から繰り入れによつて補てんする方途を講ずるとともに、新規の借り入れを限

定しようとするものであります。

本案は、去る三月十七日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日委員会に付託となり、以後、慎重な審議を行ない、参考人より意見を聴取し、大蔵委員会及び物価問題等に關する特別委員会と連合審査を行ない、五月十八日には公聴会を開き、また、愛知県に委員を派遣し、現地に意見聴取を行なうとともに、昨二十四日佐藤内閣総理大臣に絶賛的な賛意を行なつた後、自由民主党より修正案が提出されるに至りました。

その要旨は、

第一に、政府原案では国庫補助の割合を百分の五としておりますが、これを百分の十に引き上げることとし、昭和四十七年度に限り百分の七とすることと。

第二に、特別保険料については、報酬月額五万円以下の者については免除措置を講ずることと。

第三に、保険料率の弾力調整規定及びこれに伴う国庫補助の調整規定は、これを削除することと。

第四に、累積赤字のたな上げ、新規借り入れの限定等のための厚生保険特別会計法の改正を取りやめることと。

第五に、施行期日について、政府原案では昭和四十七年四月一日となつておりますが、これを昭和四十七年七月一日に改めることと。

次いで、討論を行ない、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

本案に對しましては、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付することに決しました。

なお、本案審議につきましては、その重要性和従来の経緯にかんがみ、終始各党理事による真剣な協議を重ねられ、また各委員よりは、長時間にわたり熱心な質疑が行なわれ、議政の本旨にのっとり整齊とした審議を尽くして議事を終つじ、ここに議院に御報告することができまふことと、当然のことながら、まことに意義深いことと

存する次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会) 題名中「及び厚生保険特別会計法」を削る。

第一条のうち、第七十条ノ三第一項の改正規定中「百分ノ五」を「百分ノ十」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条のうち、第七十一条ノ四の改正に關する部分を次のように改める。

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改める。

第一条のうち、第七十九条ノ三第二項の改正規定中「第二十条」を「標準報酬ノ等級第一級乃至第十六級ナル被保険者、第二十条」に改める。

第一条の条名(見出しを含む)及び第二条を削る。

附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「昭和四十七年七月一日」に改める。

附則第二項中「昭和四十七年三月」を「昭和四十七年六月」に、「同年四月一日」を「同年七月一日」に、「同年三月」を「同年六月」に、「同年四月」を「同年七月」に改める。

附則第三項中「昭和四十七年三月」を「昭和四十七年六月」に改める。

附則第五項中「第一項」を削る。

附則第六項を次のように改める。

6 昭和四十七年度におけるこの法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三の規定による国庫補助については、同条中「百分ノ十」とあるのは、「百分ノ七」とする。

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。島本虎三君。

〔島本虎三君登壇〕

○島本虎三君 私は、ただいま議題となつております健康保険法等一部改正案及びその修正案について、日本社会党を代表して、反対の意見を申し上げたいと思ひます。

何よりもまず、政府原案は、あらゆる角度から見て、部分的な修正では意味がなく、全くナンセンスともいふべきほどの悪法であるといふことである。

その理由は、第一に、政府責任である政府管掌の健康保険の赤字を被保険者の負担で解決しようとするものであり、責任を中小企業者や零細な事業所に働く労働者に転嫁しようとするものだからであります。

すなわち、この法案には、佐藤無責任内閣の本性がありありとあらわれているといふべきであります。

部分的修正では意味がないと考える第二の理由は、わが国の社会保険制度の全面的後退を、この政府管掌健康保険を突破口として推し進めようとしていることである。

すなわち、社会保険庁長官が保険料率を千分の七十三から千分の八十までの範囲で決定し得るといふ、いわゆる弾力条項がそれであり、また、ポータスからも保険料を取るという、いわゆる特別保険料徴収の制度により、総報酬制へのスタートが切られたことがそれであり、また、

これらの点には、自民党政府が反動的な社会保険政策を実施しようとしていることが端的にうかがわれるといふべきであります。

われわれは、このような政府原案に対し、直ちに、働く国民の負担増をもたらし保険料率の引き上げ条項及びポータスに保険料をかける条項の撤回を要求し、これらの撤回に見合つて保険給付費の少なくとも一二％を国庫負担とすべきことを主張してまいりました。さらにわれわれは、いわゆる弾力条項を許すなら、公共料金一般の引き上げがやがてなしくずしにすべて行政権限にゆだねられ

れることになるばかりでなく、ひいては、国民の知る権利や参加する権利が全面的に行政によって破壊されるその一里塚になるに違ひないと考え、その撤回を主張してまいつたのであります。

これらの努力、これらの主張は、部分的修正で糊塗しようとする政府案を完全に骨抜きにし、事実上廃案とすることをねらつたものであり、それこそ国民の真の声であつたと確信しておるところであります。さきの森山社会労働委員長長の報告にありましたが、結果として国庫負担は一〇％にしかならず、総報酬制へのワンステップが踏み出され、保険料率も引き上げられるという、まことに遺憾な修正案となつておるのであります。

特に、ポータスからも保険料を取る措置が恒常化されたことは、今後他の健康保険制度や年金制度に与える影響を考へるなら、きわめて重大な問題であり、われわれとしては、この修正案に対しても当然反対せざるを得ないのであります。

本法案が批判されるべきゆゑは、それが以上のような不当な内容であるばかりでなく、その手続をめぐる政府・与党の陰謀めいた手口についても触れないわけにはまいりません。

その第一は、政府原案と全く同じ内容のものが、与党の議員提案として国会冒頭に提出され、しかる後、それが政府案として関係審議会に諮問されたことである。この点について、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会は、次のように怒りにあふれた答申をしております。すなわち、「このようないふまにまたかつて例を見ないところであり、本審議会に対する諮問を形骸化し

手続の不当性の第二は、本法案が、厚生大臣みずから再三言われているように、医療保険の抜本改正への第一歩であり、前提条件であるとするならば、医療保険の抜本改正案と切り離してこれを論議することは、本来不可能だといふことである。にもかかわらず、政府が抜本改正案を国会に

提出したのは、本法案の審議がすでに大詰めになった五月十六日のことであり、したがつて、われわれは、この両者を総合的に検討する機会が持てなかつたのであります。抜本改正案が国会に提出されるまでは本法案の審議に入るべきでないという主張を、社会党はこの国会当初から強く訴えておりましたが、残念ながら、多数与党が不当にこれを押し切つたといふことを、この機会に明らかにしておきたいと思ひます。

手続の不当性の第三は、審議会の答申を全く無視し、諮問案の原型どおりを政府案として国会に出してきたことである。

たとえば、修正案によつて撤回することになつた弾力条項について、厚生大臣の諮問機関である社会保険審議会では全員が一致して反対したのであり、また、ポータスに保険料をかけることについても、社会保険制度審議会の答申では、「財源ありのため、負担の対象を標準報酬以外の賞与に求めたもの」ときめつけていること、御承知のとおりであります。

この際、今後の政府管掌健康保険のあり方について私の考え方を明らかにし、政府・与党の基本姿勢の転換を主張したいと思ひます。

佐藤総理は、去る三月十七日、本会議におけるわが党の川保議員の質問に答えていふく、「政府管掌健康保険の財政状態は極度に悪化しており、これと同様のことを厚生大臣もしばしば言われておりますが、政管健保を保険として維持しようとする限り、すなわち、保険料収入と給付とのバランスを基本として運営しようとする限り、それは崩壊しないほうがよほどおかしいのではないで

しょうか。

有病率が過去十年の間に倍になつてゐる事実、政管健保の平均標準報酬が組合健保のほぼ六割の低いレベルにあるという事実、政管健保被保険者に占める高齢者の割合が組合健保の倍であるという事実、これらを総合的に検討するならば、政府

管掌健康保険は、もはや保険原理によつて維持しようとしても、それはとうてい不可能な段階に來てゐると思ひます。

このことは、他の医療保険制度についても、多少少なからず言へることであり、わが党は、つとにこの傾向を予測して、現行保険制度で不足する財源はすべて必要なだけ国が出すこと、全額公費負担医療を拡充して保険の守備範囲を軽減すること、健康管理の徹底により有病率や罹患率を低下させることなどを主張し、これらは、去る五月十五日、公明、民社両党の同調を得て提出いたしました医療保障基本法案に具体化されてゐるところであります。このような考え方を、わが党は一言で、「保険から保障へ」といふ表現で訴えておりますが、政府・与党は、七年六カ月に及ぶ佐藤内閣の退陣を契機に、「保険から保障へ」の大転換をこそはかるべきであると考えないのであります。

この「保険から保障へ」の路線は、ひとり日本社会党だけの主張ではなく、ILO、すなわち国際労働機構、あるいはまたWHO、すなわち世界保健機構などにおける基本的見解でもあり、それらは、すべての国民に対する医療のための公共サービスと治療との総合的運営を「完全なる保健サービス」と称してゐるのであります。

以上の観点から、政府・与党に猛省を促して、私の反対討論とするものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 山下徳夫君。

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題になつております政府提案にかかる健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行なふんとするものであります。(拍手)

わが国の国民医療の確保のために果たしてきた医療保険の役割りはきわめて大きいものがあり、国民福祉の向上が叫ばれてゐる今日、医療保険制度各般にわたる改革を実施し、時代に即応した医

療保険の一その充実発展を期することは焦眉の急であると思ふべきであります。このような時期において、過日、政府から医療保険の抜本改正案が提出され、これに引き続き、医療保険の前提たる医療制度のあり方について基本原則を明らかにした医療基本法もあわせ示されるに至ったことは、国民医療の確保のための基盤を据える意味において、きわめて喜ばしいことであると思ふべきであります。

しかしながら、医療保険の充実発展も、強固な財政的裏づけがあつて初めて可能となるものであつて、これなくしては、医療保険の抜本改正も単なる空文と化することは明らかであります。このような事情を考慮するときに、今回の改正法は必要不可欠なものと考えるものであります。

すなわち、医療保険の中核となる政府管掌健康保険の財政は、かねてより問題とされてきたところでありましたが、昨年度政府が提案した改正法案が成立を見なかつたことに加え、本年二月に診療報酬の引き上げが行なわれたこともあつて、その財政は極度に悪化し、このまま放置すれば、医療費の支払い遅延等が危惧されるのみならず、その制度の崩壊すら憂慮されるのであります。

今回の改正案の諸項目のうち、第一の標準報酬の改正は、昭和四十一年以来据え置きとなつていたものを、賃金の実態に即して改めるものであり、月二十万円、三十万円という高額所得者についても一律に十萬四千円分の保険料しか取らないため、保険料負担が低所得者にしわ寄せされるといふ不合理を是正する、きわめて当然の措置であります。(拍手)

第二に、保険料率の引き上げについては、去る二月に、医療労働者の労働条件の改善を考慮して、労働者及び事業主の代表者の賛成を得て行なわれた一・三・七％に及ぶ医療費の引き上げに伴つて生ずる支出増について、労働者、事業主にもある程度の負担をしていただくことが必要であるとの見地によるものであり、その引き上げ率も低率

であるので、やむを得ないものと考えられるところであります。

第三に、特別保険料の徴収については、労働者の毎月の賃金から一定率で徴収される一般の保険料の料率を大幅に引き上げるのを避けることともに、賞与が保険料徴収の対象となつていないことによつて、賞与を含めた総賃金に対する実質保険料負担が高額所得者ほど有利になつてゐるという不合理な点を是正するために設けたものであり、これも当然の措置としてやむを得ないものと考えられるのであります。

第四に、国庫補助につきましても、この法案においては、画期的な定率国庫補助を導入した点にきわめて意義深いものがあり、その補助率について、国民健康保険等に比し低率であるとの批判もありませんが、国保には事業主負担がないことなどを考慮して比較すれば、相当の補助率ではないかと考えるものであります。

第五に、保険料率の弾力条件については、今回の改正によつて累積赤字を保険の負担外にたな上げする以上、今後政府が責任をもつて財政を安定させる仕組みがどうしても必要であり、かつ医療保険その他の短期保険では、健保組合、共済組合、失業保険、労災保険など、いずれも弾力的に料率を変え得ることとなつてゐることを見れば、一定の限度を付して政府に変更権限を授権することとは必要ではないかと考えられるのであります。

しかしながら、われわれとしては、以上のよう

に政府原案の趣旨を了したながらも、委員会審議を通じて明らかになつた意見を法案に反映させることが必要であると考え、政府原案を修正することとしたのであります。

の厚生保険特別会計法の改正は行なわれないことといたしたのであります。

第二に、財政基盤の脆弱な政府管掌健康保険に對する国の援助をさらに強化するため、国庫補助率を原案の二倍の百分の十に引き上げることといたしました。

第三に、特別保険料について、低所得者の負担を考慮して、報酬月額五万円未満の者については免除することとしたのであります。

以上のように、今回の改正案及び修正案は、現在及び将来の医療保険の充実発展をはかるために必要な保険財政の安定策として必要不可欠なものであり、わが党としては、これに全面的に賛意を表するものであります。

なお、最後に、国民医療の中における健康保険制度、なかなか、その中核である政府管掌健康保険のあり方については、きわめて重要かつ現下の国民の重大関心事であり、本案につきましても、社会労働委員会においては、過去の国会審議に増して、終始民主的議会の主義のルールにのっとり、実質五十分時間以上わたる審議を尽くし、協議を重ねてまいつたことは、きわめて意義深いものであることを痛感しておる次第であります。

これをもちまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 大橋敏雄君。

〔大橋敏雄君登壇〕
大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしましたし、健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案並びに同修正案に対し、反対の意見を表明するものであります。

御承知のとおり、今回の政府提案になる原案は、政府管掌健康保険の赤字を理由に、標準報酬の上下限の改定、保険料率の引き上げ、賞与からの特別保険料徴収、さらには保険料率の弾力的調整まで行なおうと意図した、健保の改悪法案であります。すなわち、積年の保険財政悪化の根本的原因を徹底的に究明することなく、安易な赤字

解消の道を求め、中小企業及び零細企業従事者を対象とする政管健保の被保険者に、国が一方的に過酷な負担を押しつけ、低賃金の中からさらに高い保険料を取るといふ、無責任きわまりない改正案なのであります。

今日、政管健保が膨大な赤字をかかへるに至つた理由は、言うまでもなく、政府の無為無策、怠慢によるものであり、医療行政に対する政治姿勢の欠如であります。

周知のとおり、政管健保は、大企業の組合健保と比較して、必然的に赤字をかかへる体質になつております。いわゆる老齢層が多く、しかも、中小零細企業のため、労働条件や労働環境、さらに低賃金、といった悪条件が重なり、当然疾病率が急増して収支のバランスを失ひ、赤字になるのはわかり切つてゐたことであります。しかるに、政府が今日まで何の対策もなし得なかつたというところは、きわめて重大な責任であります。当然、国の責任において政管健保の赤字の解消をはかるべきにもかかわらず、国民の大幅負担に転嫁しようとすることは、片手落ちではなはだしいといわねばなりません。

第二に、政管健保の財政対策は、社会保障制度審議会及び社会保険審議会の答申にも示されてゐる通りに、医療保険の抜本改正と一括して総合的に検討されるべきものであつて、今回のような内容では医療保障制度の確立にはほど遠く、いたずらに保険主義にとらわれた財政対策のみに終始したことは、きわめて無謀であり、不合理であり、明らかに国民無視といわざるを得ないのであります。

保険財政を安定させるためには、収入面の対策のみではなく、表裏一体の関係にある支出面にも適切な対策を講ずることによつて初めて完全なものになることは、ことさらに申し上げるまでもありません。しかるに、今回の改正案のように収入面だけに幾ら努力を払つても、長期的展望に立つた財政の安定は、とうていはいはかるべくもないので

あります。

国民の健康と福祉の増進をはかるためには、医療保険制度の前提である医療制度等の関連諸制度を整備し、健康の増進、疾病の予防、治療、リハビリテーション及びアフターケアの一貫した健康管理体制の確立、無医地区の解消等を含めた医療供給体制の確立、医薬分業の促進、さらに公費負担医療の確立等をまづ行なうべきであり、その後、保険財政をいかにすべきかを検討するのが筋道であつて、政府の行なつた今回の措置は、全く本末転倒であります。

また、特別保険料の新設についても、ただ赤字のつじつま合わせのための措置であり、全く納得のいくものではないと見做さる。

さらに、今回の修正案の中で全面削除された、問題の保険料率の弾力的調整の提案には、承服できるものではありません。

すなわち、政府は、保険財政の長期的安定をはかるためには弾力的調整が必要だと主張しておりましたが、少なくとも昭和四十七年度においては収支は均衡し、その必要はないのであります。この弾力的調整の発動に際して、社会保険庁長官は、一応社会保険審議会の意見を聞くようになつておりましたが、今回の修正案を提出した経緯にも明らかなように、政府には審議会の答申を尊重しないのを慣例とする傾向さえ見受けられ、とうてい信用しがたいのであります。さらに、被保険者にとっては重大な問題として、保険料率の引き上げを一行政官にゆだねることはきわめて危険であり、このような措置は、国会の審議権を無視するものであります。したがつて、この条項を修正案において削除したことは、当然の処置でありましよう。

さらに、国庫補助については、定額制を定率制に改めたことは一歩前進ではありますが、いかにせん、五割という低率であります。修正案においては、これを本年度七割、次年度以降一〇％に引き上げたといへ、当初、政府原案では累積赤字の

たな上げを行なうとしながらも、修正案においてその措置をはずしたことは、全く納得のいかにないものであります。

さきにも述べましたように、政管健保が、組合健保等と異なり、構造的にも特殊な要因を内蔵している諸点を考慮するならば、高率の国庫補助を行なうのは当然であり、被保険者層の類似している国民健康保険の四五％国庫補助に比較するならば、定率七割はあまりにも低く、さしあたり、少なくとも一〇％の国庫補助を行ない、以後段階的に二〇％程度までは当然引き上げるべきであります。

したがつて、修正案の内容においてもはなはだ不満足であります。何ら被保険者の負担の軽減ははかられず、修正の名に値しない無意味なものであることを指摘せざるを得ません。

以上述べましたように、政管健保の健全な発展とその財政の安定のためには、まず大幅な国庫補助を行ない、被保険者負担の軽減をはかることに、医療供給体制を含む医療制度の改革と支出面の思い切つた合理化とを行なう抜本改正の法制化こそまづ必要であり、保険料の引き上げ等、被保険者のみに負担を負わせようとする政府案並びに修正案に対し強く反対し、討論を終わります。

(拍手)

○議長(船田中君) 西田八郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔西田八郎君登壇〕

○西田八郎君 私、たゞいま議題となつております健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案が採決されるに先立ち、民社党を代表して、反対の討論を行ないます。

そもそも国民皆保険制度が確立されたゆえんは、憲法第二十五条に明らかにされている、健康にして文化的な生活を営む国民の権利を保障するため、国がその福祉を守り、社会保障及び福利の向上をはかることに、これを増進するための施策としてとられた制度であります。しかし、今日

の医療保険制度は、その制度の発足の歴史的相違があるとはいへ、多種多様な形をとり、本来平等であるべきはずのものが、不公平な負担、不平等な給付となつております。これは法のもとで平等であるべき国民の権利を不当に抑圧するもので、まさしく弱者いじめとなつております。そして、政府みづからが管理しているいわゆる政管健保こそ、その典型的なものであると見做されます。

でありますから、これらの矛盾を解消するため、本院は過去数次にわたつて本問題と取り組み、激しい論戦を展開してきたのであります。そして、第五十六回国会において、政府が抜本改正を二年以内に提出することを条件として、当面の措置として修正されたことは、御承知のところであり、また、それを約束されたのは、総理、あなた自身であつたはずであります。しかるにかかわらず、いまだに抜本改正の提案をせざるのみか、いまだに、社会保障制度審議会及び社会保険審議会から、その制度を形骸化するがごとき本諮問はきわめて遺憾であるという、痛烈な批判というより、むしろ憤激を込めた答申を受けて、政管健保の赤字解消のみを目的とした本法案を提出されたのであります。(拍手)

そもそも医療の基本は、さきにも述べましたとおり、憲法の精神からいつても、これは国の責任において行なうべきものであつて、保険はそれを補完するものにすぎません。特に、今日のよう

に、社会の高度化に伴い、疾病の種類の変化、公害病の発生、交通事故の多発など、原因不明のいわゆる難病といわれるものが激増しているとき、国民はその健康と命に多大の不安と恐怖を抱いておるのであります。この不安と恐怖から国民を解放するためには、医療体制の確立は、きわめて早期に解決すべき問題であります。しかるに、これに対する政府の姿勢には、政管健保の赤字解消をはじめ、医療対策を根本的に改革しようとする姿は見られないのであります。すなわち、医療供給面だけを見ても、不足している医療機関や医

師をはじめ医療関係従事者の養成にどれほどの熱意と努力を示されたのか、ほとんどその見るべき施策がありません。

巨大な産業社会をささへ、経済大国といわれる今日の日本を築き上げてきた国民に対し、いま報いられているものは、過度の疲労と病氣による恐怖以外の何ものでもありません。(拍手)これを立て直し、その体制を確立することこそ、政府の責任であり、総理、あなた自身の責任ではありませんか。本法案が本院に提案されてから今日まで、その審査の過程で、総理はじめ厚生大臣の説明並びにその答弁内容には、いささかも前向きに取り組みようとする姿勢は見られません。一体、本法案の成立によつて過重な負担を課せられるのはだれでありましよう。それは、ドルショックや四切り上げと打ち続く政府の失政の犠牲となつて大きな打撃を受け、あすに希望を持たない、恐怖と不安におのひいては中小零細企業であり、また、そのもとに低い労働条件に悩まされながら営々として働いている労働者たちではありませんか。(拍手)特に、本法案に新しく設けられようとしている特別保険料のときは、まさにその最悪のもので、法のもとに平等であるべき国民を、受益者負担の名のもとで差別するものではありませんか。このことは断じて許されるべきことではありま

せん。

さらに言及するならば、これによつて一応の赤字を解消し得たとしても、現行の診療報酬制度や薬価制度が改革されない限り、またしても赤字を生ずるであろうことは、火を見るよりも明らかであります。そのことはすでに昨年の例に徴しても明らかであります。こゝに、二年來の不良医師の摘発件数の増加傾向などから見ても、疑うべき余地もありません。

私は、この際、明らかにしておきたいことがあります。それは、当初政府原案に見られた赤字たな上げ案が、与党の修正によつて消滅されてしましました。しかし、この政管健保の赤字は、一に

かかつて政府の責任であり、その解消については、これを被保険者などに転嫁することなく、政府の責任において解決すべきであることを特に明らかにしておきたいと思ふのであります。

(拍手)

人間中心の政治、高負担高福祉は、總理、あなたの長年にわたる政治方針ではなかったのでしょうか。いまや國民は、政府の貧困にして劣悪、血も涙もない施策によってその大きな犠牲をこうむらんとしており、高負担低福祉に多くの國民が憤りを覚えておるのであります。そして、健保改悪反対の声とともに、佐藤内閣退陣の声を大にしているのであります。これはしかし当然のことでございます。かかる悪法に、良識ある國民の代弁者として断じて賛成するわけにはまいりません。

私は、国民皆保険の制度を十分に生かし、公平な負担、平等な給付の原則に立ち、國民の命と健康を守るために、總理以下関係閣僚が、医療に対する基本的な改革案を國民の前に早急に明示するとともに、みずからの非を認め、深く反省されんことを強く要求いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 青柳盛雄君。

〔青柳盛雄君登壇〕

○青柳盛雄君 私は、日本共産党を代表し、本法案に反対する討論を行なうものであります。

その理由は、政管健保の赤字財政について、政府がその責任を回避し、保険料の引き上げなど、労働者の一そりの負担を強要するからであります。

今日、政管健保の二千億円余に達する累積赤字を発生させた基本的要因は、自民党政府の大資本本位の政策によるものであります。特に、中小零細企業の労働者を対象とし、政府が責任を持つ政管健保を赤字にしたことは、政府が必要な財政的援助を怠り、また、膨大な利益をあげている製薬大企業の利益にメスを入れ、薬価の引き下げを行

なわなかったためであります。したがって、政管健保の赤字問題は、全面的に政府の責任で処理するのが当然であります。

しかるに、この法律案は、国庫補助率を当初の政府原案の五割から、今年度は七割、来年度以降一〇%に引き上げることによって修正されたが、これと引きかえに累積赤字分のたな上げ案を削除し、労働者の負担で解消しようとするものであります。このことは、あたかも政府が積極的な援助を行なうがごとくに見せかけながら、料率の引き上げ、ボーナスからの徴収など、明らかにごまかしの対策であり、政府の責任を回避するものであります。

政府は、政管健保に対し、今日までの国庫補助の少なかつたことを反省し、累積赤字分のたな上げを行なうべきであります。また、労働者保険に對しては、国と資本家の負担を大幅にふやし、保険料率の引き下げを行なうべきであります。

ここで私は弾力案項について一言触れたいのであります。

これは今後発生する政管健保の赤字を労働者の負担増によって処理しようとするものであり、保険料率引き上げを国会審議から切り離し、議會制民主主義の原則を踏みにじるもので、断じて容認できません。國民の強い批判を受け、修正案がこれを削除したのは当然のことであり、政府は深く反省すべきであります。

さらに、この際、私は、政府・自民党の健康保険の財政対策における重大な問題点を指摘しなければなりません。

その第一は、保険財政を圧迫している主要な原因である薬剤の価格引き下げについて、政府は製薬大企業の利益を抑える措置をとるべきであります。第二は、労働災害や公害医療は、当然資本家や加害企業が全額負担すべきものであります。また、社会的責任の大きい疾病や難病、老人などの医療は、全額公費で負担すべきであります。最後に、私は、政管健保の財政対策について、

第一、国庫負担を二〇%以上にする、第二、薬剤の価格を二〇%引き下げる、そして一切の保険料を引き上げることなく赤字を解消し、家族医療費の給付を十割にすることを主張いたします。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(長谷川四郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(長谷川四郎君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。開票。

〔議場閉鎖〕

○副議長(長谷川四郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(長谷川四郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百七十四

可とする者(白票) 二百二十三

〔拍手〕

否とする者(青票) 百五十一

〔拍手〕

○副議長(長谷川四郎君) 右の結果、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
相川 勝六君	愛知 揆一君
青木 正久君	赤澤 正道君
秋田 大助君	天野 公義君
荒木萬壽夫君	有田 喜一君
有馬 元治君	井出一太郎君
伊東 正義君	伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君	石井 桂君
石井 一君	石井光次郎君
石田 博英君	稲葉 修君
稲村佐四郎君	稲村 利幸君
宇田 國榮君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	植木庚子郎君
内田 常雄君	内海 英男君
浦野 幸男君	江崎 真澄君
江藤 隆美君	小川 半次君
小川 平二君	小此木三郎君
小沢 一郎君	小澤 太郎君
小沢 辰男君	小淵 恵三君
大石 八治君	大久保武雄君
大竹 太郎君	大坪 保雄君
大西 正男君	大野 明君
大野 市郎君	大橋 武夫君
大平 正芳君	大村 襄治君
奥田 敬和君	奥野 誠亮君
加藤 六月君	加藤 陽三君
鍛冶 良作君	海部 俊樹君
堀山 静六君	金丸 信君
金子 一平君	亀岡 高夫君
龜山 孝一君	鴨田 宗一君
唐沢俊二郎君	飯谷 忠男君
川崎 秀二君	菅 太郎君
菅野和太郎君	木部 佳昭君
木村 武雄君	北澤 直吉君
久保田次君	鯨岡 兵輔君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君
倉成 正君	蔵内 修治君

小金 義昭君	小坂徳三郎君	羽田野忠文君	葉梨 信行君	否とする議員の氏名	相沢 武彦君	浅井 美幸君
小島 徹三君	小平 久雄君	橋口 隆君	橋本龍太郎君	安宅 常彦君	新井 彬之君	有島 重武君
小峯 柳多君	小宮山重四郎君	長谷川 峻君	八田 貞義君	阿部 助哉君	伊藤惣助丸君	小川新一郎君
小山 長規君	河野 洋平君	服部 安司君	早川 崇君	井岡 大治君	大久保直彦君	大野 潔君
河本 敏夫君	國場 幸昌君	林 義郎君	原 健三郎君	石川 次夫君	石橋 政嗣君	近江巳記夫君
左藤 恵君	佐々木秀世君	福田 憲君	福井 勇君	卜部 政巳君	江田 三郎君	鬼木 勝利君
佐々木義武君	佐藤 榮作君	福田 繁芳君	福田 一君	大原 亨君	岡田 利春君	北側 義一君
佐藤 孝行君	佐藤 文生君	福永 健司君	藤井 勝志君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君	小濱 新次君
佐藤 守良君	齊藤滋与史君	藤尾 正行君	藤波 孝生君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	坂井 弘一君
齋藤 邦吉君	坂田 道太君	藤本 孝雄君	藤山愛一郎君	金丸 徳重君	川崎 寛治君	瀬野栄次郎君
坂元 親男君	坂本三十次君	古内 広雄君	古川 丈吉君	川俣健二郎君	川村 継義君	田中 昭二君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君	古屋 亨君	別川悠紀夫君	木島喜兵衛君	木原 実君	竹入 義勝君
塩川正十郎君	塩崎 潤君	保利 茂君	坊 秀男君	北山 愛郎君	久保 三郎君	島居 一雄君
塩谷 一夫君	塩谷 直藏君	細田 吉藏君	本名 武君	黒田 寿男君	小林 信一君	中野 明君
正示啓次郎君	菅波 茂君	前田 正男君	増岡 博之君	小林 進君	河野 密君	林 孝矩君
鈴木 善幸君	砂田 重民君	増田甲子七君	松浦周太郎君	佐々木史三君	佐藤 観樹君	広沢 直樹君
瀬戸山三男君	田川 誠一君	松澤 雄藏君	松田竹千代君	佐野 憲治君	阪上安太郎君	二見 伸明君
田澤 吉郎君	田中 榮一君	松永 光君	松野 幸泰君	島本 虎三君	田中 武夫君	正木 良明君
田中 龍夫君	田中 正巳君	松野 順三君	松山千恵子君	田中 恒利君	田邊 誠君	松尾 正吉君
田中 六助君	田村 良平君	三池 信君	三木 武夫君	高田 富之君	武部 文君	宮井 泰良君
高島 修君	高橋清一郎君	三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君	橋 兼次郎君	千葉 七郎君	山田 太郎君
竹内 黎一君	竹下 登君	箕輪 登君	水野 清君	辻原 弘市君	土井たか子君	渡部 一郎君
谷川 和穂君	千葉 三郎君	湊 徹郎君	宮澤 喜一君	望森 芳夫君	中嶋 英夫君	伊藤卯四郎君
中馬 辰猪君	坪川 信三君	武藤 嘉文君	向山 一人君	中谷 鉄也君	中村 重光君	今澄 勇君
渡海元三郎君	登坂重次郎君	村上 勇君	村田敬次郎君	橋崎弥之助君	成田 知巳君	内海 清君
徳安 實藏君	床次 徳二君	村山 達雄君	毛利 松平君	西宮 弘君	芳賀 貢君	川端 文夫君
中垣 國男君	中川 一郎君	栗山 ひで君	森 喜朗君	長谷部七郎君	畑 和君	寒川 喜一君
中島源太郎君	中島 茂喜君	森下 國雄君	森下 元晴君	日野 吉夫君	広瀬 秀吉君	小平 忠君
中曾根康弘君	中村 梅吉君	森田重次郎君	森山 欽司君	古川 喜一君	細谷 治嘉君	佐々木良作君
中村 弘海君	中村 拓道君	山口 敏夫君	山崎平八郎君	堀 昌雄君	松浦 利尚君	塚本 三郎君
中山 利生君	中山 正暉君	山口 元利君	山下 徳夫君	松沢 俊昭君	松平 忠久君	門司 亮君
永田 亮一君	永山 忠則君	山下 元就君	山村新治郎君	松本 七郎君	三木 喜夫君	吉田 之久君
灘尾 弘吉君	南條 徳男君	山田 久就君	豊 永光君	三宅 正一君	美濃 政市君	渡辺 武三君
二階堂 進君	丹羽 兵助君	山本 幸雄君	吉田 実君	八百板 正君	八木 昇君	田代 文久君
西岡 武夫君	西村 直己君	吉田 重延君	吉田 実君	安井 吉典君	柳田 秀一君	寺前 巖君
西銘 順治君	野田 武夫君	綿貫 民輔君	渡部 恒三君	山口 鶴男君	山中 吾郎君	東中 光雄君
野中 英二君	野原 正勝君	渡辺 栄一君	渡辺 肇君	山本 幸一君	山本 政弘君	松本 善明君
野呂 恭一君	羽田 孜君	渡辺美智雄君		山本弥之助君	横路 孝弘君	米原 昶君
						安里積千代君

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

瀬長亀次郎君

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十七年四月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を第四十六条の二とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

(特殊公務に従事する職員の特例)

第四十六条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特的な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状

況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る障害補償又は遺族補償については、第二十九条第一項の規定による金額、第三十三条第一項の規定による額又は第三十八条第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

附則第七条に次の一項を加える。

2 第四十六条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、当分の間、前項の政令で定める額は、当該額に同条に規定する政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方公務員災害補償法第四十六条及び附則第七条第二項の規定は、昭和四十七年一月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害に係る障害補償及び遺族補償について適用する。

理由

警察職員、消防職員等が高度の危険が予測される状況の下においてその職務を遂行し、そのため公務上の災害を受けた場合における障害補償及び遺族補償の額について特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長大野市郎君。

「報告書は本号末尾に掲載」

「大野市郎君登壇」

○大野市郎君 たいい議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、警察職員、消防職員等が、高度の危険が予測される状況のもとにおいてその職務を遂行し、そのため公務上の災害を受けた場合における障害補償及び遺族補償の額について特例を設けようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、第一は、今回の措置の対象となる職員は、警察職員、消防職員その他の職務内容の特的な職員で政令で定めるものであります。

第二は、対象となる職務は、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務であります。

第三は、今回の措置は、これらの職員及び職務にかかる障害補償及び遺族補償について、現行の補償額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算しようとするものであります。

なお、この特例措置は、昭和四十七年一月一日から実施することとしております。

本案は、四月一日本委員会に付託され、同月六日渡海自治大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

本日質疑を終了し、討論の通告もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、特殊公務の範囲の拡大、公務による死亡見舞金等の支給及び若年者の公務災害補償額の引き上げを内容とする附帯決議を、全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十七年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律
(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円未満
第二級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第三級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第四級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第五級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満

第一級 二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満 に、第二級に「第七級」を「第三級」に、「第八級」を「第四級」に、「第九級」を「第五級」に、「第十級」を「第六級」に、「第十一級」を「第七級」に、「第十二級」を「第八級」に、「第十三級」を「第九級」に、「第十四級」を「第十級」に、「第十五級」を「第十一級」に、「第十六級」を「第十二級」に、「第十七級」を「第十三級」に、「第十八級」を「第十四級」に、「第十九級」を「第十五級」に、「第二十級」を「第十六級」に、「第二十一級」を「第十七級」に、「第二十二級」を「第十八級」に、「第二十三級」を「第十九級」に、「第二十四級」を「第二十級」に、「第二十五級」を「第二十一級」に、「第二十六級」を「第二十二級」に、「第二十七級」を「第二十三級」に、「第二十八級」を「第二十四級」に、「第二十九級」を「第二十五級」に、「第三十級」を「第二十六級」に、「第三十一級」を「第二十七級」に、「第三十二級」を「第二十八級」に、「第三十三級」を「第二十九級」に、「第三十四級」を「第三十級」に、「第三十五級」を「第三十一級」に改める。

第三十五條第一項第一号中「百分の十六」を「百分の十八」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年度における旧法の規定による

年金の額の改定

第一条の四 前条の規定の適用を受ける年金(次項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和四十七年十月分以後、その額を、同条第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(同条第三項において準用する第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)に一・一〇一を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条の規定の適用を受ける年金で昭和三十五年四月一日以後に旧法の退職をした組合員に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちにいずれか多い額に改定する。

一 前項の規定の例により算定した額

二 退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の十二分の一に相当する金額に、別表第三の上欄に掲げる退職の日を区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額(その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときは、その乗じて得た金額)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十七年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の四 前条の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちにいずれか多い額に改定する。

一 前条第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(同条第三項において準用する第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)に一・一〇一を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額

二 イに掲げる金額を平均標準給与の年額と、ロに掲げる金額を法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)第三條の規定による改正後の法律第四百四十号の規定を適用して算定した額

て、その改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額)に一・一〇一を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)第三條の規定による改正後の法律第四百四十号の規定を適用して算定した額

二 イに掲げる金額を平均標準給与の年額と、ロに掲げる金額を法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)第三條の規定による改正後の法律第四百四十号の規定を適用して算定した額

イ 退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として法律第二十三條の規定の例により算定した平均標準給与の年額に、別表第三の上欄に掲げる退職の日を区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額(その額が、その算定の基礎となつた組合員であつた期間のうち、昭和四十四年十月以前に、同年十一月以後の期間にあつては、その月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該算定の基礎となつた組合員であつた期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に一・一〇一を乗じて得た金額)をこえるときは、その乗じて得た金額

ロ 退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算

定、その改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額)に一・一〇一を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)第三條の規定による改正後の法律第四百四十号の規定を適用して算定した額

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

定した金額に、別表第三の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額(その額が百三十二万円(昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、百八十万円)に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときは、その乗じて得た金額)

2 昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金(前項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和四十七年十月分以後、その額を、前項第二号の規定の例により算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
(昭和四十七年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の四 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の五の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が十三万四千四百円に満たないものについては、その改定額を十三万四千四百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が十三万四千四百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を十三万四千四百円に改定する。
(昭和四十七年九月以前に退職をした長期在

別表第二の五

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円	一一三、八〇〇円

職組合員の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の三 昭和四十七年九月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の四又は第二条の四の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年)に満たない場合(法律第四百四十号附則第六項の規定に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 十一万四千四百円
二 遺族年金 五万五千二百円

2 前項各号に掲げる年金で、六十五歳以上の者又は六十五歳未満の遺族年金を受ける者、子若しくは孫に係るものに関する同項の規定の適用については、同項第一号中「十一万四千四百円」とあるのは、「十三万四千四百円」と、同項第二号中「五万五千二百円」とあるのは、「六万七千二百円」とする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。
第五条中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。
第六条中「第三条の三」を「第三条の四」に改める。
別表第二の四の次に次の二表を加える。

六一、〇〇〇円	一一五、七〇〇円
六二、〇〇〇円	一一七、六〇〇円
六三、〇〇〇円	一一九、五〇〇円
六四、〇〇〇円	一二一、四〇〇円
六五、〇〇〇円	一二三、三〇〇円
六六、〇〇〇円	一二五、二〇〇円
六七、〇〇〇円	一二七、一〇〇円
六八、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円
六九、〇〇〇円	一三〇、九〇〇円
七〇、〇〇〇円	一三二、八〇〇円
七一、〇〇〇円	一三五、六〇〇円
七二、〇〇〇円	一三八、五〇〇円
七三、〇〇〇円	一四一、三〇〇円
七四、〇〇〇円	一四四、二〇〇円
七五、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円
七六、〇〇〇円	一四九、九〇〇円
七七、〇〇〇円	一五二、七〇〇円
七八、〇〇〇円	一五五、六〇〇円
七九、〇〇〇円	一五八、四〇〇円
八〇、〇〇〇円	一六一、二〇〇円
八一、〇〇〇円	一六七、三〇〇円
八二、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
八三、〇〇〇円	二一八、二〇〇円
八四、〇〇〇円	二四四、九〇〇円
八五、〇〇〇円	二八四、六〇〇円

別表第三

退 職 の 日 の 区 分	率
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	二・〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一〇一

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「一・五八九」を「一・八九七」に、「六千四百円」を「七千六百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十七年十月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という。)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一

項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定の例による。

3 昭和四十七年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものと同みなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱)

4 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

(昭和四十七年十月以後に退職をした長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障)

5 昭和四十七年十月一日以後に退職(死亡を含む。)

む。)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年)に満たない場合(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第六項の規定に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 十一万四千円

二 遺族年金 五万五千二百円

6 前項各号に掲げる年金で、六十五歳以上の者又は六十五歳未満の遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに関する同項の規定の適用については、同項第一号中「十一万四千円」とあるのは、「十三万四千四百円」と、同項第二号中「五万五千二百円」とあるのは、「六万七千二百円」とする。

7 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。

理 由

私立学校教職員共済組合の行なう長期給付に要する費用についての国の補助率及び私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限を引き上げるとともに、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長丹羽兵助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔丹羽兵助君登壇〕

○丹羽兵助君 ただいま議題となりました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、私立学校教職員共済組合が行なう長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の十八に引き上げること。

第二に、給付等の算定基礎となる標準給与の下限を引き上げること。

第三に、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額及び退職年金等の最低保障額を、国公立学校の教職員の年金額の改定に準じて増額すること。

第四に、この法律は、昭和四十七年十月一日から施行すること。ただし、国の補助率の改正規定は同年四月一日から実施すること。

本案は、去る二月十九日当委員会に付託となり、三月十七日政府より提案理由の説明を聴取しました。

五月十九日には、私立学校教職員共済組合理事長加藤一雄君外一名の参考人から、本案について意見を聴取するなど、慎重に審査をいたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて、同日本案に対する質疑を終了、同月二十五日森喜朗君外四名から、本案に対し、国の補助率の改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の国庫補助金から適用することを趣旨とする、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の共同提案にかかる修正案が提出されました。

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 工業再配置促進法案外一案

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決、よって、本法案は修正議決されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項ただし書中「同年四月一日から施行する」を、公布の日から施行し、改正後の同法同条同項同号の規定は、同年四月一日から適用するに改める。

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

工業再配置促進法案(内閣提出)
産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、工業再配置促進法案、産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。
工業再配置促進法案、産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

工業再配置促進法案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月十八日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

工業再配置促進法

(目的)

第一条 この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場、移転及び当該地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

(移転促進地域及び誘導地域)

第二条 この法律において「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「誘導地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県で政令で定めるものの区域(政令で定める要件に該当する市町村の区域を除く。)

二 前号の区域とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が同号の区域における工業の集積の程度及び人口の

増加の割合に類する市町村で政令で定めるものの区域

(工業再配置計画)

第三条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関する環境の保全及び労働力の需給に関する事項その他工業の再配置に関する重要事項について定めるものとする。

3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、農村地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、工業再配置計画に定める目標を達成するため必要があると認めるときは、製造の事業を営む者に對し、移転促進地域から誘導地域への工場の移転又は誘導地域における工場の新増設に係る立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。

2 関係行政機関の長は、その所掌する事項について必要があると認めるときは、前項の指導及び助言に關し通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に意見を述べることができる。

(認定)

第五条 製造の事業を営む者で移転促進地域内に

は、当該移転に関する計画を通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に提出して、その計画が、法律の規定に基づく特定の地域への工業の誘導に関する計画に適合することが確認されていることその他の政令で定める要件に該当するものである旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(法人税又は所得税の課税の特例)

第六条 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものが当該工場において当該事業の用に供している減価償却資産を前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という)に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該製造の事業を営む者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、認定計画に従つて移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転した者について、当該移転により誘導地域において営むこととなつた事業に係る機械及び装置若しくは当該事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(これらの措置

がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。〕について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（財政上の措置等）
第八条 国は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を円滑に推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるとともに、必要な資金を確保するよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）
第九条 地方公共団体が誘導地域における工場の新増設（移転促進地域からの移転に係るものを含む）を円滑に推進するために必要な工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（施設の整備）
第十条 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

（報告の徴収）
第十一条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、製造の事業を営む者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）
第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
特定の地域に工業が集中しているに伴う経済的社会的弊害を是正するとともに、国土の均衡ある発展を図ることが緊要であることにかんがみ、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講じて、工業の再配置を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十七年五月二十五日 衆議院会議録第三十三号 工業再配置促進法案外一案

案
産業地域振興事業団法の一部を改正する法律
右
昭和三十七年二月十八日
内閣総理大臣 佐藤 榮作
国会に提出する。

に必要な業務を行ない、並びに」に改める。
第二条中「産業地域振興事業団（以下「事業団」という。）を「工業再配置・産業地域振興公団（以下「公団」という。）に改める。
第三条、第四条及び第五条第一項中「事業団」を「公団」に改める。
第六条中「事業団」を「公団」に、「産業地域振興事業団」を「工業再配置・産業地域振興公団」に改める。
第七条中「事業団」を「公団」に改める。
第八条を次のように改める。

第十五条中「事業団」を「公団」に、「理事長」とを「総裁又は副総裁」とに、「理事長は」を「総裁及び副総裁は」に改める。
第十六条及び第十七条中「理事長」を「総裁」に、「事業団」を「公団」に改める。
第十八条中「事業団」を「公団」に改める。
第十九条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

（役員）
第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。
第九条第一項中「理事長」を「総裁」に、「事業団」を「公団」に改め、同条第四項中「理事長」を「総裁」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「事業団」を「公団」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長が定める」を「総裁が定める」に、「理事長を」を「総裁及び副総裁を」に、「事業団」を「公団」に、「理事長に」を「総裁及び副総裁に」に、「理事長が欠員を」を「総裁及び副総裁が欠員を」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとするものに対し、その移転に關し必要な資金の貸付けを行ない、並びにその者から当該貸付けに係る工場跡地を買い取り、及びこれを譲渡すること。
二 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地（これとあわせて整備を含む）を造成すること（当該造成に關し地方公共団体の要請がある場合に限る。）並びにこれを管理し、及び譲渡すること。

2 副総裁は、総裁が定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のとときはその職務を行なう。
第十条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長を」を「総裁及び副総裁を」に、「理事長」を「総裁」に改める。

第十九条第二項中「事業団」を「公団」に、「同項第一号の業務」を「同項第三号の業務並びに工業の再配置を促進するため必要な調査」に改め、同条第三項中「事業団」を「公団」に改める。
第二十條第一項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項第四号」を「前条第一項第一号又は第六号」に改め、同条第二項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項第四号」を「前条第一項第一号、第二号及び第六号」に改める。
第二十一条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同条第三項を削る。
第二十二条から第二十四条までの規定中「事業

団」を「公団」に改める。
第二十一条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長を」を「総裁及び副総裁を」に、「理事長」を「総裁」に改める。
第二十三条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長を」を「総裁及び副総裁を」に、「理事長」を「総裁」に改める。
第二十四条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長を」を「総裁及び副総裁を」に、「理事長」を「総裁」に改める。

九五五

團」を「公団」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十四条の二 公団の経理については、第十九条第一項第一号及び第二号の業務（これに附帯する業務を含む）並びに同条第二項の工業の再配置を促進するため必要な調査に係る業務（次条第一項及び第三項において「工業再配置業務」という。）に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条の見出し中「処理」の下に「並びに納付金を加え、同条第二項中「事業団」を「公団」に改め、「残余の額」の下に「（工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額）を加え、同条第二項中「事業団」を「公団」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、工業再配置業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を庫庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第二十六条の見出し中「産炭地域振興債券」を「工業再配置・産炭地域振興債券」に改め、同条第一項中「事業団」を「公団」に、「産炭地域振興債券」を「工業再配置・産炭地域振興債券」に改め、同条第四項及び第六項中「事業団」を「公団」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(債務保証)

第二十六条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の

規定に基づき政府が保証することができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第二十六条の三 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条から第三十二条までの規定中「事業団」を「公団」に改める。

第三十三条第一号中「第二十三条又は」を「第二十三条、」に、「の認可」を又は第二十六条の三の認可に改める。

第三十四条から第三十六条までの規定中「事業団」を「公団」に改める。

第三十七条中「産炭地域振興事業団」を「工業再配置・産炭地域振興公団」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない箇月内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 産炭地域振興事業団は、この法律の施行の時ににおいて、工業再配置・産炭地域振興公団となるものとする。

2 この法律の施行の時ににおける工業再配置・産炭地域振興公団の資本金は、五億円及びその時まで改正前の産炭地域振興事業団法第四條第三項の規定により政府から産炭地域振興事業団に対して出資された金額の合計額とする。

3 この法律の施行の日の前日において産炭地域振興事業団の理事長である者の任期は、改正前の産炭地域振興事業団法第十條第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

4 この法律の施行の際産炭地域振興事業団の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その改正後の工業再配置・産炭地域振興公団法（以下「新法」という。）第十條第一項又は第二項の規定により工業再配置・産炭地域振興

公団の理事又は監事として任命されたものとみなす。

5 前項に規定する工業再配置・産炭地域振興公団の理事又は監事の任期は、新法第十條第三項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が産炭地域振興事業団の理事又は監事として在任した期間を控除した期間とする。

第三条 この法律の施行の際現に工業再配置・産炭地域振興公団という名称を用いている者については、新法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石炭及び石油対策特別会計法の一部改正）

第五条 石炭及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「産炭地域振興事業団に対する出資」を「工業再配置・産炭地域振興公団に対する出資（産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務に係るものに限る。）」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二 第二項第二号中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四 第一項第二号中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

第七十三條の四 第一項第十六号中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法」に、「第三号」を「第五号」に改め

る。

第三百四十八條第二項第二号の三中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法第十九條第一項第三号」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法第十九條第一項第五号」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第八条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公営防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団
振興公団法（昭和三十一年法律第九十五号）

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公営防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団
振興公団法（昭和三十一年法律第九十五号）

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中公営企業金融公庫の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団
振興公団法(昭和三十
七年法律第九十五号)

〔登録免許税法の一部改正〕

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中公営企業金融公庫の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興公団
振興公団法(昭和三十
七年法律第九十五号)

〔行政管理庁設置法の一部改正〕

第十三条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

理由

工業の再配置を促進するため及び引き続き産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組し、同公団が、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転に必要資金の貸付け、当該地域における工場用地の造成等工業の再配置を促進するため必要な業務と産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務とを行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長嶋田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

○嶋田宗一君 ただいま議題となりました両法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、工業再配置促進法案について申し上げます。

わが国の経済社会は目ざましく発展してまいりましたが、その成長過程において、工業が都市またはその周辺に集中的に立地し、それが都市への人口集中を促進するという悪循環が続き、結果、大都市圏には過密問題、地方には過疎問題が同時に発生し、次第に深刻化するに至っております。

本案は、このような国土利用の片寄りを是正し、均衡ある発展を期するため、工業が過度に集積している地域から集積の程度が低い地域への移転及びその地域における工場の新増設を、環境の保全と雇用の安定に配慮しつつ推進する目的をもって提案されたものであります。

本案のおもな内容は、まず第一に、工業の集積の程度が著しく高い地域を移転促進地域とし、また、工業の集積の程度が低く、かつ、人口増加率の低い地域を誘導地域として政令で定めること。

第二に、工業再配置の指針として、工業の業種別、地域別の配置目標その他に関する工業再配置計画を策定し、これを公表することとし、その計画は、新全国総合開発計画その他諸法律に基づく基本計画と調和のとれたものとする。

第三に、移転促進地域から誘導地域に工場を移転する計画について認定制度を設け、この認定を受けた場合には、企業に対し償却の特例を認めると同時に、固定資産税の減免をした市町村に対し減収分の補てん措置を講ずること。

第四に、工場再配置を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるとともに、誘導地域における地方債について配慮し、また、同地域において産業関連施設及び生活環境施設の整備の促進につとめること。

等であります。

次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、さきに申し述べました工業再配置促進法案に基づく工場の移転及び工場用地の造成等の施策を円滑かつ効率的に実施するため、産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組補充して、これに工場移転資金の融資及び工業団地の造成等の業務を行なわせる趣旨で提案されたものであります。そのおもな内容は、

第一に、事業団を公団に改組することに伴い、法律の題名と法人の名称の変更及び役員増員等を行なうこと。

第二に、この公団に従来の産炭地域振興業務に加え、工業が過度に集積している地域から集積の程度が低い地域に工場を移転しようとする企業に対する移転資金の融資及びその工場と地の買い上げ並びに工業の集積の程度が低い地域における工業団地の造成等の工業再配置業務を新たに行なわせること。

第三に、工業再配置業務と産炭地域振興業務とは、明確に区分整理させること。

工業再配置促進法案については、去る三月十七日日本会議において趣旨説明が行なわれ、両法律案は、同日いずれも当委員会に付託、四月二十五日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以後、慎重なる審査を重ね、さらに石炭対策特別委員会と連合審査会を開会し、参考人の意見聴取等を行ないましたが、その詳細は会議録に譲るといたします。

かくして、本二十五日両法案について質疑を終局し、工業再配置促進法案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる、工業再配置計画に関する関係都道府県知事の意見の申し出、工場移転計画を提出する場合の誘導地域の都道府県知事の意見書の添付、

工場用地を造成する場合の環境保全についての配慮、工場と地の利用目的等に関する修正案が提出されました。

採決の結果、工業再配置促進法案は多数をもって修正案のとおり修正議決、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、工業再配置促進法案に対し、工業再配置の円滑な推進をはかるため、抜本的な土地対策の確立その他適切な措置を講ずべき旨の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

工業再配置促進法案に対する修正案 委員会修正

工業再配置促進法案の一部を次のように修正する。

第一条及び第三条第二項中「環境の保全」を「環境の整備その他環境の保全」に改める。

第三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「沖縄振興開発計画」の下に、「産炭地域振興基本計画」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 関係都道府県知事は、工業再配置計画に関し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第五条第一項中「確認されていること」の下に「環境の整備その他環境の保全に配慮されていること」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 製造の事業を営む者が前項の規定により移転に関する計画を提出する場合には、当該誘導地域の都道府県知事の意見書を添付しなければならない。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

(工場用地の造成)

第十一条 誘導地域において工場用地を造成しようとする者は、環境の整備その他環境の保全に配慮して行なうよう努めなければならない。
(工場跡地の利用)

第十二条 国及び地方公共団体は、移転促進地域における工場の移転に係る工場跡地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるよう努めなければならない。

○副議長(長谷川四郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案中、工業再配置促進法案の委員長の報告は修正、他の一案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(長谷川四郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

○副議長(長谷川四郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

出席国務大臣

法務大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 稲村近四郎君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 高見三郎君

厚生大臣 斎藤昇君

通商産業大臣 田中角榮君

自治大臣 渡海元三郎君

国務大臣 西村英一君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る二十三日、国会において承認することを経済した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

件

(通知書受領)

一、昨二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

離島振興法の一部を改正する法律

下水道事業センター法

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

割賦販売法の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、去る二十三日、運輸委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 古屋亨君(理事細田吉蔵君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 横路孝弘君 補欠 和君

和君 横路孝弘君

法務委員

辞任 小沢一郎君 補欠 木村武雄君

木村武雄君 左藤恵君

左藤恵君 木村武雄君

文教委 辞任 小沢一郎君 補欠 木村武雄君

木村武雄君 小沢一郎君

法務委員

辞任

和君

横路孝弘君

和君

補欠

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

和君

山手 満男君 江藤 隆美君
 麻生 良方君 塚本 三郎君
 江藤 隆美君 山手 満男君
 小此木 彦三郎君 中村 庸一郎君
 塚本 三郎君 麻生 良方君

外務委員

補欠

勝岡田清一君 橋崎弥之助君
 正木 良明君 中川 嘉美君
 橋崎弥之助君 勝岡田清一君

大蔵委員

辞任

補欠

山口シツエ君 山口 敏夫君
 小林 政子君 津川 武一君
 山口 敏夫君 山口シツエ君
 津川 武一君 小林 政子君

社会労働委員

辞任

補欠

秋田 大助君 羽田 孜君
 二見 伸明君 古寺 宏君
 今澄 勇君 池田 禎治君
 羽田 孜君 秋田 大助君
 池田 禎治君 今澄 勇君

農林水産委員

辞任

補欠

小沢 辰男君 秋田 大助君
 津川 武一君 小林 政子君
 秋田 大助君 小沢 辰男君

中野 明君 鶴岡 洋君
 小林 政子君 津川 武一君

通信委員

補欠

池田 禎治君 今澄 勇君
 池田 禎治君 池田 禎治君

建設委員

補欠

浜田 幸一君 中山 正暉君
 卜部 政巳君 後藤 俊男君
 中山 正暉君 浜田 幸一君
 後藤 俊男君 卜部 政巳君

予算委員

辞任

補欠

橋崎弥之助君 勝岡田清一君
 古寺 宏君 二見 伸明君
 中川 嘉美君 正木 良明君
 塚本 三郎君 麻生 良方君
 勝岡田清一君 橋崎弥之助君
 麻生 良方君 塚本 三郎君

決算委員

辞任

補欠

笠岡 喬君 中村 庸一郎君
 中山 利生君 山手 満男君
 中村 庸一郎君 笠岡 喬君
 山手 満男君 中山 利生君

議院運営委員

辞任

補欠

井野 正揮君 卜部 政巳君
 卜部 政巳君 井野 正揮君
 鶴岡 洋君 桑名 義治君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

補欠

川崎 秀二君 大石 八治君
 田村 良平君 小淵 恵三君
 細田 吉藏君 左藤 恵君
 桑名 義治君 小川新一郎君
 小淵 恵三君 田村 良平君
 大石 八治君 小淵 恵三君
 左藤 恵君 小川新一郎君

辞任

補欠

小淵 恵三君 田村 良平君
 大石 八治君 川崎 秀二君
 左藤 恵君 細田 吉藏君
 小川新一郎君 桑名 義治君

辞任

補欠

松沢 俊昭君 西宮 弘君
 西宮 弘君 松沢 俊昭君

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

華山 親義君 田中 武夫君
 田中 武夫君 華山 親義君
 北側 義一君 近江巳記夫君

石炭対策特別委員

辞任

補欠

桑名 義治君 相沢 武彦君
 公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

補欠

村上信二郎君 小島 徹三君
 林 孝矩君 古寺 宏君

辞任

補欠

坂井 弘一君 渡部 通子君

(議案提出)

一、昨二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

沖縄の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案(安井吉典君外八名提出)

(条約通知)

一、去る二十三日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和

る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺武三君提出東京都江東区内
防災拠点木場地区予定地内の首都高速九号
線に関する質問に対する答弁書

一について

地震多発地帯であるわが国においては、土木
並びに建築構造物の設計にあたり、地震に対す
る安全性を十分配慮しなければならないことは
いうまでもない。

現在首都高速道路の構造物の設計に用いる水
平震度は〇・三(地震時において重力の三〇パー
セントの力が水平方向に作用するとして設計す
る)を基準としているが首都高速九号線木場地
区においては、構造特性を考慮のうえ、この値は
〇・三八にしている。(建築基準法による一般耐
火建築物の設計水平震度は〇・二を標準として
いる)さらに万一の場合橋桁の落下に対しても
すべての桁を連結する落下防止装置をつけるな
どして安全を図っている。

ロス・アンジェルスにおける道路構造物の設
計水平震度は〇・〇三〜〇・一であり、わが国
の設計とは比較にならないものと考ええる。

また、江東区の地質の特殊性についても慎重
に判断しすべての基礎構造物は地下の堅固な東
京礫層に定着させており軟弱地盤、不等沈下等
に対する対策は十分であると考える。

二について

防災拠点の計画は、一般にその中核に大震災
時の避難場所としての避難広場を設置し、その
周辺に耐火構造による建築物群を配置するもの
であり、この避難広場内を高速道路が通過した
り、またはランプが避難広場内に直結されるこ
とがないよう計画される。木場地区内防災拠点
も前述の方針に従って計画されることとなつて
いる。したがって高速道路上において万一火災
が発生したとしても、避難広場内に避難した人
人の生命に危険を及ぼすことは考えられない。

三について

首都高速九号線は、湾岸道路と都心を結ぶ路
線であるが、これを利用する交通は主として都
心を目的地とする交通であつて、湾岸道路の通
過車両を都心に導入するものではない。

四について

木場地区防災拠点は、二で述べたように避難
広場内を首都高速九号線の本線が通過したり、
ランプが設置されることがないよう計画され
る。したがって防災拠点としての機能が特に阻
害されることはないもので、路線の位置を変更す
る必要はないものと考ええる。

五について

隅田川河道内に高速道路を通すことは、橋脚
を河川の縦断方向に設置することとなり、流水
の疎通を阻害し、その影響は洪水時において
は、支川を含めて広範囲に及び、また隅田川上
流では流域開発がきわめて大きいため今後とも

洪水流量の増大が予想されるので、治水対策上
適当でない。

辰巳水門より豊洲水門に至る間は、東京港と
隅田川を連絡する運河となつており、船舶なら
びにはしけの航行量は多く橋脚の設置等の方法
によつては、船舶航行の障害が考えられる。

六について

排気ガスについては、高速道路は信号等がな
く、街路に比べて排気ガスの発生は少ないもの
と考えられる。騒音については、騒音防止装置
の必要な箇所について側壁を高くする等効率的
な装置を設置する計画である。

右答弁する。

沖繩協定発効後の沖繩米軍基地に関する質問
主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十七年五月十三日

提出者 松本 善明

衆議院議長 船田 中蔵

沖繩協定発効後の沖繩米軍基地に関する質
問主意書

沖繩協定発効後の沖繩駐留米軍の存在をめぐる
国民の疑惑と批判にたいして、政府は従来、「復
帰後の沖繩に駐留する米軍は、復帰前の米軍とは
性格を異にするものであることは、言うをまたな
いところ」、「沖繩の米軍の性格が沖繩の復興と
ともに変わる」(佐藤首相、昨年十月二十一日の衆院

本会議、共産党不破哲三議員にたいして)とくり
かえし釈明してきた。この政府の言明が、核持ち
込みと核攻撃任務、自由出撃、謀略活動などを念
頭においたものであつたことは明らかである。し
かし、沖繩協定の発効がいよいよ現実の問題とな
つた今日になつても、果たして沖繩に駐留する米
軍が実際にその性格をこれまでと異にしたかどう
かは、きわめて疑わしい。この問題は、沖繩の施
政権返還後の日米安保条約の運用にもかかわる重
大な点なので、以下、若干の疑問について質問す
る。

一 いわゆる「核ぬき」について

政府は、十五日にロジャーズ米国防務長官から
送られる書簡で、「復帰後の沖繩にはもはや核
は存在しないと説明しようとしている。この問
題で、国民が求めているものは、ことばの上だ
けの「核ぬき」ではなく、日本共産党国会議員団
調査団が動かした証拠によつて明らかにし
たような沖繩における米軍の核部隊の存在につ
いて、問題の核部隊がすでに撤退したとか少な
くともその核機能を完全に取り去つたなどとい
う具体的な「核ぬき」の措置を、明確に説明する
ことである。いうまでもなく、わが党が米軍資
料にもとづき、「復帰」後存続する諸部隊が核部
隊であることをそれぞれ詳細な根拠を示して明
らかにしているのに、政府が、それらの核部隊
の「復帰」後の具体的な態様を国民の目からかく
し、明確な説明を拒んだままではいなければ、結

局は、政府の方針は「核かくし」にあるとの疑念を国民のあいだにひろめないではおかないであろう。したがって、政府は「復帰後の沖縄の「核ぬき」を国民に約束する以上、つぎの質問に具体的に答える当然の責任を負っている。

1 持ち込まれた核兵器の問題 共産党の現地調査の結果、三月七日の衆院予算委員会での不破哲三議員の質問で指摘したとおり、嘉手納弾薬庫を管理している米空軍第四〇〇弾薬整備部隊の兵器部（ウェボンズ・ブランチ）が、四種類の戦術核爆弾「B二八」「B四三」「B五七」「B六一」を実際に管理していることが証明された。米軍内部資料によれば、「ブランドA」「ブランドB」と呼ばれる二つのセクションを持つこの部隊の兵器部は、核兵器の貯蔵・整備に専任する機構であることも明白である。これらの点について、佐藤首相は不破議員にたいし、「やはり米軍に十分連絡をとつてみたい」と答弁していた。核兵器の存在が明確に証明され、その核兵器を専門に扱っている機構の存在までも明らかにされている以上、それらがともに完全に撤去されたか否かを、明確に示されたい。

2 核攻撃訓練の問題 共産党は、嘉手納基地所属の米空軍第一八戦術戦闘航空団の戦闘爆撃機が、伊江島の射撃場で核模擬爆弾BDU 8B、BDU 12Bの投下訓練をおこなっている物的証拠を明らかにするとともに、前記の

第四〇〇弾薬整備部隊がBDU 8Bをはじめ各種の積み込み用ならびに投下用の核模擬爆弾の管理・整備にあたっていることを示した。さらに、沖縄のキャンプ・ヘーグの第三海兵師団第二二海兵連隊が本年四月ないし六月の期間に、タイ軍将校に野砲による核砲撃訓練の指導をおこなう計画であることを、はつきりした根拠を示して指摘した。この核訓練の問題について、政府は「模擬爆弾といえどもこれは核だ、核の模擬爆弾というよりなことにつきましては、これはもう日本人はアレルギーを持つておる。そういうようなことから嚴重にアメリカに申し入れをいたしたい」「五月十五日以降におきましてかかる演習が行なわれることにつきましては、嚴重にわがほうとしては警告をいたしたい」（福田外相、三月七日の衆院予算委員会、不破議員にたいして、「ただいま核の模擬爆弾でもこれは投下訓練はしない、そういう方向でアメリカに問い、十分話し合う」（佐藤首相、同）と明確な答弁をした。政府が約束したアメリカへの警告や申し入れが、いっおこなわれたか、アメリカ側の回答はどうであったか、そして沖縄の施政権返還以後、現実に核訓練は完全に中止されることになったかどうかを、明確にされたい。

3 核部隊の問題 共産党の調査によつて、「復帰」後存続する部隊のうち核部隊であるこ

とが判明したものは、第四〇〇弾薬整備部隊、第一八戦術戦闘航空団、第三海兵師団、陸軍第一九六兵器大隊、第七艦隊第七二機動部隊（沖縄にはその合同司令部が存在）がある。そのうちたとえば、第一八戦術戦闘航空団が核部隊であることは、すでにのべた同航空団の核模擬爆弾投下の事実のほか、第四〇〇弾薬整備部隊から戦術核爆弾がたえず同航空団に送られていること、同航空団にはみずから管理中の核兵器が事故を起こしたさいの緊急対策計画があり核兵器安全点検将校が配置されていることなどによつて、確認されている。前記の部隊が、沖縄からついに撤退しなかつたとすれば、どのような具体的措置によつて、核部隊から非核部隊にかわつたかを、詳細に示すことは、政府の責任である。それぞれの部隊について明確な答弁を求める。

二 緊急出撃と第三国軍人訓練について 今回のベトナム民主共和国にたいするアメリカ軍の爆撃、海上封鎖などの集中的攻撃にさいして、日本本土の米軍基地とともに、沖縄の米軍基地はベトナムへの出撃・補給の拠点となつており、とくに海兵隊の相当の兵力が沖縄からベトナムに向かつたといわれる。いうまでもなく、沖縄の米軍基地はこれまでベトナムにたいする直接出撃の基地であつたし、チャップマン米海兵隊司令官などの米軍当局首脳は、「復

帰」後も沖縄の基地が自由出撃基地としてとどまることをくりかえし強調してきた。これにたいし、政府は、たとえば五月十日の衆院外務委員会における福田外相の答弁に代表されるように、「ベトナム出撃は認めない方針である」とのべてきた。さらに、国民が大きな不安を持たざるをえないのは、南ベトナムからいらい軍幹部を含む第三国軍人にたいする軍事訓練が、今後とも沖縄で続けられるのではないかとという点である。この問題についても、政府は「返還後は第三国軍の訓練をしないということになるはずである」（吉野外務省アメリカ局長、昨年十月二十二日の衆院外務委員会、私にたいして）と答弁していた。このような従来の政府答弁に照らせば、政府は、つぎの諸点について明快な説明をすべき立場にある。

1 緊急出撃の問題 こんどの対ベトナム作戦でも、第三海兵師団をはじめとする沖縄駐留米軍はベトナムに出撃し、また、嘉手納基地のKC 135空中給油機はグアムからベトナム爆撃に向かうB 52戦略爆撃機に給油飛行をおこなっている。このような実態は、ベトナム侵略戦争と沖縄基地が直結していることを示すものにほかならないが、政府は、「ベトナム出撃は認めない方針」にそつて、このような基地使用をいつさいやめさせるべきではないか。また、アジア全域の米陸軍への補給を担当している沖縄の米陸軍第二兵站軍団は、「ベ

トナム化」計画にあわせて、南ベトナムかいらい軍にたいする特別の軍事援助」部門を設けているが、このような活動は今後もつづけられるかどうか。

2 第三国軍人訓練の問題 共産党調査団は、

沖繩駐留第三海兵師団が作成した第三国軍人訓練計画である「一九七二会計年度軍事援助計画(MAP)日程表」を明らかにしたが、これには七一年九月から七二年の七月九月にかけて沖繩で実施を予定している南ベトナムかいらい軍、蔣介石かいらい軍、タイ軍、フィリピン軍の幹部にたいする訓練の計画が詳細に示されている。この事実を示して政府の見解をただしたい、政府は、マイヤー駐日米大使が昨年六月十七日の沖繩協定署名にのぞんで「地位協定には日本における第三国軍人の軍事訓練を許可するいかなる規定もない」と言明したことをわざわざ引用しながら、「第三国軍人の訓練をすることは、安保条約の目的に反するとわれわれは理解しており、すから、これは一切禁止させます」(吉野外務省アメリカ局長、昨年十一月十二日の衆院沖繩協定特別委員会、不破議員にたいして)とのべ、とくに問題の第三海兵師団の第三国軍人訓練計画については、「しつかり調査する」(福田外相、同)と答弁した。少なくとも明確に証拠づけられた、五月十五日以降の第三海兵師団の第三国軍人訓練計画について、政府

の調査結果はどうであつたか、また、第三海兵師団を含めていつさいの米軍の第三国軍人訓練を全面的に禁止する措置をどのようにとつたのか、明快な答弁をされた。

三 謀略機関について

国民は、沖繩の米軍基地が、アジアにおけるアメリカの陰險な謀略作戦の根拠地であることも、深い不安と疑惑を持つてゐる。とくに、従来、政府が「実態をつかめない」といつていたCSG(混成サービス・グループ)が、昨年の沖繩協定調印直後、ニューヨーク・タイムズが暴露した米国防総省ベトナム秘密報告によつて米中央情報局CIAの重要な機関であることが明るみに出されるに及んで、沖繩にあるアメリカの謀略機関が他に類を見ないほど重大なものであることが判明した。これらの謀略機関への施設・区域の提供には、地位協定違反の疑い濃厚なものも含まれてゐる。政府は、以下の問題点について、責任ある回答をしなければならぬ立場にあると考える。

1 CIA機関の問題 昨年十月二十九日の

衆院予算委員会(松本)がただしたとおり、政府が施政権返還後も存続を認めたCSG(基地リストA表七二)とFBIIS(海外放送情報サービス、基地リストA表二一に含む)は、CIAに属する機関である。福田外相もこの委員会で明確に言明したとおり、CIAに施設・区域の提供をすることは、「日

米安保条約上はできない」。したがつて、CSG、FBIISにたいして現実に地位協定により基地使用を認めることは、安保条約の明白な違反だと考えざるを得ない。

この点で、政府はCSGに属してはわが党の追及に対し、「一九七二年七月一日をもつて撤去する」との米側発表をもつて答えた(福田外相、昨年十月二十九日の衆院予算委員会、私に對し)が、もしもこの言明が現在も修正されていないとすれば、施政権返還日の五月十五日から少くとも約一カ月半は、安保条約、地位協定に真向から違反してCIA機関への施設・区域の提供がおこなわれることになる。政府は、このような不法行為をあえておこなうものなのかどうか、明確にされたい。

さらに、FBIISの問題については、従来政府の説明に重大な疑惑が残つてゐる。共産党が確認したところによると、FBIISはCIAに直属する外国放送傍受を目的とした機関であつて、米政府の公式文獻である「米政府組織要覧」U.S. GOVERNMENT ORGANIZATION MANUALもFBIISがCIAの一機関であることを証明している。この点に關して、政府は「いままでこの機関(FBIISをさす)はCIAの系統であつたといふに聞いている。しかし、軍の系統に移されたといふことも何つておる」(福田外相、昨年十月二十九日の衆院予算委員会、

私に對して)と説明したことがあるが、米政府のいかなる公式文獻にもどつてFBIISが「軍の系統に移つた」かはついに明らかにしなかつた。この点を証明をぬきに、政府がどんなにFBIISは軍だと言いつても、それは客觀的根拠の伴わないものでしかない。もしも政府がこの主張をつづけるなら、その裏づけを示されたい。

また、FBIISの活動内容にたいして、共産党がこゝは社会主義諸国の放送を逐一傍受している特殊な機関であることを、FBIIS沖繩ステーションの受信記録を示して追及したところ、政府は、「そういうような特殊な任務をしてゐる部隊が若干ある。しかし、いまアメリカに施政権がある、従つて安保体制を逸脱するという状態は今日ある。しかし、返還日にはこれは安保体制下にはいるのだから、これはその制約下に置かれる」(福田外相、同)と答弁した。この答弁は沖繩のFBIISによる社会主義諸国の放送傍受という「特殊な任務」が、施政権返還とともに中止されるべきだとの見解を示したものと解される。果して、FBIIS沖繩ステーションは、社会主義諸国の放送の傍受を中止したのかどうか、答弁を求める。

2 第七心理作戦部隊の問題 わが党は、昨年

十月、沖繩の第七心理作戦部隊がおこなつてゐる謀略宣伝の一つの例として、B52戦略爆

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長長の報告

撃機による無差別爆撃を予告し、投降を勧告した非人道的なベトナム語ビラ教種を示して追及した。これにたいして、政府は無差別爆撃は「よくないこと」と認め、「返還の時点からは米軍の資格も変ってくるわけだから、その際は人道にそむくというような行動のないように、そういうようなことは印刷に限らず諸般の問題について注意し、なからしめるという方針としたい」(福田外相、昨年十月二十二日の衆院外務委員会、私にたいして)と答弁した。当時の政府の言明のとおり、実際に沖縄の第七心理作戦部隊は、人道にそむく行動をことごとく中止したのかどうか、政府が具体的に明らかにする責任がある。明確な回答を求める。

右質問する。

昭和四十七年五月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中蔵

衆議院議員松本善明君提出沖縄協定発効後の沖縄米軍基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松本善明君提出沖縄協定発効後の沖縄米軍基地に関する質問に対する答弁書

一の1、2及び3について

(イ) 沖縄の核抜き返還は、一九六九年の日米共同声明で明らかとなり、日米最高首脳間の確約であり、かつ、この確約は沖縄返還協定において条文化されている。

しかしながら、政府としては、核兵器に関する沖縄県民を含む日本国民の感情を理解し、また、昨年十一月の衆議院における非核決議を尊重するとの立場から、沖縄の核抜き返還について念には念を入れるという意味で、本年一月のサン・クレメンテにおける首脳会談においてこれを確認するとともに、更に今般ロジャーズ國務長官発福田外務大臣あて書簡により、あらためて沖縄の核抜き返還に関する米國政府の確約が完全に履行されたことの確認を得た次第である。

右の次第であるので、現在沖縄に核兵器が存在しないことについては、一点の疑いもないところである。

(ロ) 政府はつとに米側に對し、米軍が伊江島で核模擬爆弾の投下訓練を行なっているか否か照会するとともに、仮りにかかる核模擬爆弾の投下訓練が行なわれているとした場合、復帰後は右訓練を差し控えるよう申入れを行なつてきた。

これに對し、米側は、米軍要員については常に一定の技術的水準を維持させるため多種・多様の訓練を行なう必要がある旨述べるとともに、核攻撃を受けた場合の対処訓練、

模擬爆弾を使用する訓練などは、安保条約及びその関連取極に照らし、禁止されるべきものではないと考えるとの一般的感觸を示している。

しかしながら、政府としては、わが国国民の核兵器に対する感情に鑑み、本件に関し、なお、米側との話し合いを続けている。

二の1及び2について

(イ) 事前協議の対象とされている「戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」とは、米軍が、わが国の施設・区域から発進してゆくときの態様が直接戦闘に従事することを目的とした作戦行動であるものをいうのであつて、単に他の地域へ移動したり、日本以外の場所から発進した米軍機に空中給油を行なうために給油機がわが国の施設・区域から飛び立つ行為自体は、「戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」には、該当しない。

政府が従来から明らかにしているとおり、事前協議の対象となるべき「戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」については、現在のヴェトナム紛争との関係で仮りにかかる協議があつたとしても、政府としては、これを認めない方針である。

(ロ) 米國がわが国の施設・区域を利用して補給活動を行なうことは、それが安保条約第六条の「日本の安全に寄与し、並びに極東におけ

る國際の平和及び安全の維持に寄与する」という施設・区域の提供目的に沿うものである限り、許容されるものである。

(ハ) わが國の提供した施設・区域は安保条約に基づいて米軍に使用を認めているものであるが、第三國人が訓練の目的で在日米軍施設・区域を使用することは、安保条約上認められないところである。このことは、米國政府も充分承知している次第であり、沖縄において従来行なわれていたかかる訓練は、復帰時点ですべて中止された。

三の1及び2について

(イ) 陸軍混成サーヴィス群の構成員は在琉米陸軍の軍人及び軍属であつたが、復帰に伴う在琉米軍の改組により、現在は在日米陸軍の麾下におかれており、地位協定上問題はないと考える。

なお、同部隊は、予定どおり今年七月一日頃までに撤収されることである。

(ロ) 沖縄のFBI Sについては、昨年六月一日にこれを在琉米陸軍の一部とするとの決定が行なわれ、同十月四日に実施された旨、米側に確認済みである。なお、右は沖縄の復帰に伴い、現在は在日米陸軍の一部となつてゐる。

(ハ) 第七心理作戦群による心理作戦なるものは、結局はいわゆる広報、宣撫活動の一種であつて、多くの國により各種の形でなされて

いるものの一つであり、広報、宣伝活動を行なうこと自体は特に問題はないと考えるものであるが、御指摘の趣旨はつとに米側に伝えである。

右答弁する。

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、罰金等臨時措置法によることとされている刑法その他の刑罰法規に定められた罰金及び科料の額等が、経済事情の著しい変動により財産刑の刑罰としての機能を低下させるばかりでなく、刑事司法の適正な運営を阻害するおそれも生じたので罰金及び科料の額を改正しよりとするもので、その内容は次のとおりである。

1 罰金は四千元以上、科料は二十円以上四千元未満とする。ただし、罰金を減軽する場合に四千元以下に下げることができる。

2 刑法(第五十二条の罪を除く)、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪につき定めた罰金の多額をその二百倍に相当する金額とする。

3 前項に掲げる罪以外の罪(条例の罪を除く。)につき定めた罰金の多額が八千円、寡額が四千元に満たないときは、多額を八千円、寡額を四千元とする。ただし、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合はこの限りでない。

4 法律の委任に基づいて命令で規定することができ罰金額の最高限度額が八千円に満たないときは八千円とする。

5 刑の執行を猶予することができる罰金の最高額・略式命令又は即決裁判によつて科することができ罰金の最高額をそれぞれ二十万円とする。

6 勾留・逮捕が制限される罪の基準となる罰金の額を、2に掲げる法律の罪については十万円、その他の罪については八千円とする。

7 公判期日における被告人の出頭義務及びその免除の基準となる罰金額を、2に掲げる法律の罪については二十万円、その他の罪については二万円とする。

8 未決勾留日数の法定通算に関する一日の折算額を八百円とする。

9 条例に定める罰金及び科料の額については、本法施行後一年間は従前の例による。

二 議案の可決理由

本案は、経済事情の変動にかんがみ現行の罰金等臨時措置法に定められた罰金及び科料の額等を改定し、もつて財産刑の刑罰としての機能を高め、刑事司法の適正な運営を期せうとするものであり、その措置は妥当なものとの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十七年五月二十四日

法務委員長 松澤 雄蔵
衆議院議長 船田 中殿

琵琶湖総合開発特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、琵琶湖のすぐれた自然環境の保全を図りつつ、その水資源の利用とその観光資源等の利用とをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、近畿圏の健全な発展に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 琵琶湖総合開発計画は、琵琶湖およびその周辺地域の開発および保全に関する基本的な方針と、その方針に基づいて実施すべき各事業の概要について定めるものとし、内閣総理大臣が、滋賀県知事の作成した案に基づき、これを決定するものとする。

また、琵琶湖総合開発計画に基づく毎年度の事業(以下「総合開発事業」という。)については、当該事業に関する各主務大臣が、滋賀県知事の作成した案に基づき、年度計画を決定するものとする。

2 国は、総合開発事業の実施に要する経費を負担する地元地方公共団体等に対し、必要な財政上および金融上の援助を与えることができることとし、とくに、河川事業、下水道事業等特定の事業については、他の法令の規定にかかわらず、特別の負担又は補助の割合によるものとする。

業等特定の事業については、他の法令の規定にかかわらず、特別の負担又は補助の割合によるものとする。

なお、昭和四十七年度分の事業(総合開発計画決定前に実施されたものを含む。)に限り、国の負担・補助の割合の引上げ差額は、昭和四十八年度に交付するものとする。

3 琵琶湖の水資源開発事業により琵琶湖およびその周辺地域について生ずべき不利益を補う効果を有する事業で政令で定めるものについては、その経費を負担する滋賀県その他の地元地方公共団体は、当該水資源開発事業により受益する淀川下流域の利水関係地方公共団体との協議により、その負担額の一部をこれに負担させることができるものとする。

なお、淀川下流域地域の地方公共団体は、総合開発事業を実施する滋賀県その他の地元地方公共団体に対し、必要な資金を融資することができものとする。

4 この法律は、公布の日から施行するものとし、一部の規定を除き、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、琵琶湖の水資源等の利用を増進するため、おおむね妥当なものとの認めるが、琵琶湖の水質汚濁の現況にかんがみ、水質の回復を図る等の必要があると認め、これを別紙のとおり

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 議案に關する報告書

修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十七年五月二十四日

建設委員長 龜山 孝一

衆議院議長 船田 中殿

(小字及び一は修正)

(目的)

第一条 この法律は、琵琶湖のすぐれた自然環境

の保全^{○と汚濁した水質の回復}と、その水資源の利用と^{関係住民の福祉}を圖りつつ、その水資源の利用と、琵琶湖総合開発計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、近畿圏の健全な発展に寄与することを目的とする。

(琵琶湖総合開発計画の内容)

第二条 琵琶湖総合開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 琵琶湖及びその周辺地域の^{○保全及び}開発及び保全に關する基本的な方針

二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

イ 琵琶湖の洪水から防衛すべき地域の保全上重要な治水事業

ロ 琵琶湖の水質の保全上重要な下水道^{○及び}の整備に關する事業

ハ 淀川の下流域における水の需要に対応する琵琶湖の水資源の開発のための事業

ニ 琵琶湖から取水する水道、工業用水道及び農業用水排水施設の整備に關する事業

（琵琶湖から取水する農業用水排水施設の整備に關する事業（ハの事業の附帯工事として実施するものその他ハの事業の実施により必要を生じたものを含む）の実施に關連して実施することを相当とする区画整理の事業を含む。）

ホ 琵琶湖の流域内の森林に係る造林及び保育の事業、林道の開設及び改良の事業並びに治山事業

ヘ 琵琶湖の湖辺に設けられる都市公園及び自然公園の保護又は利用のための施設の整備に關する事業並びに琵琶湖の景観又は自然環境の維持上重要な土地の保全のためにする当該土地の取得に關する事業

ト 琵琶湖における観光又はレクリエーションのための資源の開発に寄与する道路及び港湾の整備に關する事業

チ 琵琶湖の水産資源の保護増養及び開発のための事業、琵琶湖の周辺地域に設けられる琵琶湖産の水産物の流通及び加工の施設の整備に關する事業並びに琵琶湖における漁港の整備に關する事業

リ その他前条の目的を達成するために必要な政令で定める事業

2 琵琶湖総合開発計画は、琵琶湖の水質の保全及び汚濁した水質の回復について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

2 3 琵琶湖総合開発計画は、全国総合開発計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、淀川水系に係る水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四條第一項の規定による水資源開発基本計画及び河川法（昭和三十九年法律第十六十七号）第十六條第一項の規定による工事実施基本計画その他琵琶湖及びその周辺地域の^{○保全及び}開発及び保全と關係を有する国の計画との調和が保たれたものでなければならず、かつ、

前項第二号ハの事業の琵琶湖における水産業に及ぼす影響について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

（琵琶湖総合開発計画の決定及び変更）

第三条 滋賀県知事は、琵琶湖総合開発計画の案を作成し、これを近畿圏整備局長官を通じて内閣総理大臣に提出するものとする。この場合において、琵琶湖総合開発計画の案の作成については、滋賀県知事は、あらかじめ、^{公聴会を開催して}関係府県知事は、あらかじめ、^{当該府県の関係市町村長の意見を}その意見をきき、かつ、^{当該府県の関係市町村長の意見を}次項の規定による内閣総理大臣の指示があつた場合にはその指示に従わなければならない。

2 前項の琵琶湖総合開発計画の案の作成については、滋賀県知事は、あらかじめ、関係府県知事の意見をきかなければならない。この場合において、関係府県知事は、その意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該府県の関係市町村長の意見をきかなければならない。

2 3 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長と協議の上、滋賀県知事に対し、琵琶湖総合開発計画の案の作成上準拠すべき事項を指示することができる。

3 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により提出された案に基づき、琵琶湖総合開発計画を決定するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、近畿圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 5 内閣総理大臣は、琵琶湖総合開発計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び滋賀県知事その他関係府県知事に送付するものとする。

6 琵琶湖総合開発計画は、情勢の推移によりこれを変更することが適当であると認められる事になったときは、変更することができ。

5 7 第一項から第五項までの前各項の規定は、琵琶湖総合開発計画を変更する場合について準用する。

（水資源開発関連事業についての負担の調整等）

第十一条 総合開発事業（第二條第一項第二号ハの事業を除く）、琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の^{○保全及び}開発及び保全に寄与する施設で当該地域に存

するものの維持管理の事業のうち、総合開発事業たる第二条第一項第二号ハの事業（以下この条において「水資源開発事業」という。）の実施により琵琶湖及びその周辺地域について生ずべき不利益（水資源開発事業を実施する者による損失補償の対象となるものを除く。）を補う効用を有する事業で、その事業に係る経費の全部又は一部を当該地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体が負担するもの（政令で定めるものに限る。）については、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、次に掲げる地方公共団体と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

一 水資源開発事業により生じた施設を利用して河川の流水を水道又は工業用水道の用に供し、又は供することが予定されている地方公共団体

二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体（前号に掲げるものを除く。）

イ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する水道で水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域又は給水予定区域

ロ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する水道で水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域又は給水予定区域

定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域又は給水予定区域

ハ 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域又は給水予定区域

2 近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣は、前項の規定による負担に關し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。

3 第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係当事者は、遅滞なく、近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣、自治大臣その他その協議に係る事業に關する主務大臣に對し、その協議が成立した事項を報告しなければならない。ただし、前項のあつせんに基づきその協議が成立した場合には、近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣に對しては、この限りでない。

4 第一項各号に掲げる地方公共団体は、琵琶湖及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体で総合開発事業（水資源開発事業を除く。）を実施するものに對し、当該事業の実施に必要な資金を融通することができる。（琵琶湖管理基金）

第十二条 琵琶湖及びその周辺地域の全部又は一

部をその区域に含む地方公共団体は、琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の〇開発及び保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、琵琶湖管理基金を設けることができる。

附 則

2 第八条（別表を含む。）の規定は、昭和四十七年度分の事業（昭和四十六年度分の事業で翌年度に繰り越したものを除くものとし、第三条第三項の規定による琵琶湖総合開発計画の決定前に実施されたものを含む。）に係る経費に對する国の負担金又は補助金から適用する。（別紙）

琵琶湖総合開発特別措置法案に對する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 琵琶湖総合開発計画の長期性にかんがみ、計画遂行途上における社会情勢に應じ、弾力的な措置を講ずるとともに、下水道事業等水質保全上有効な事業については、これを早期かつ優先的に実施すること。

二 琵琶湖における水質回復のため、廃鉱の処理・工場排水の規制の強化を図るとともに、農業用排水をも含めた各排水の高度処理技術の開発を促進し、あわせて内湖の復元等、自然浄化力の向上に努めること。

三 琵琶湖における自然景観並びに水質の保全を図るため、公有地の拡大等、積極的な土地の先行取得を行なうとともに、湖周道路・観光資源等の開発計画については、慎重に措置すること。

四 琵琶湖総合開発事業の実施に伴う関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、交付税・地方債等の財源措置について十分配慮すること。

五 琵琶湖の水資源開発事業により生ずる湖水位の低下に伴う被害影響の特異性にかんがみ、生活基盤を失う者に対する生活再建、予備しがたい事後の被害に對する補償等について万全の措置を講ずること。

また、非常渇水時および洪水時における洗堰の操作については、滋賀県知事の意向を尊重しつつ、関係府県知事との調整を図ること。

六 将来における近畿圏の水需給の均衡を図るため、淀川水系以外による広域的な新規水資源の開発を早急に検討するとともに、工業用水の反復利用等、水利用の合理化・高度化の促進を図ること。

また、淀川水系の水質の保全を図るため、中

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 議案に関する報告書

下流域域における下水道整備事業の促進並びに桂川等の汚染防止対策についても、十分に配慮すること。
右決議する。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、アジア開発銀行の出資の額が増額されることとなるのに伴い、同銀行に対し、一九六六年一月三十一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルで三億ドル相当額の追加出資に応ずるため、新たな出資についての規定を設けようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、アジア開発銀行がアジア地域等におけるそれぞれ各国の経済開発の面で重要な役割を果たしていることにかんがみ、この措置は適切なものと認め、原案のとおり、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

政府は、アジア開発銀行の出資の額が増額されることに伴う出資に充てるため、昭和四十七年度一般会計予算において二六億七、六〇〇万円を計上している。

右報告する。

昭和四十七年五月二十四日

大蔵委員長 齋藤 邦吉
衆議院議長 船田 中蔵

〔別紙〕

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項に留意しつつ、アジア開発銀行が本来の使命を達成し得るよう積極的に協力するものとする。

一 アジア開発銀行にまだ加盟していない国の同銀行への加盟が促進されるように配慮するのがのぞましいこと。

二 アジア開発銀行の融資が、同銀行設立協定の趣旨にのっとり、各開発途上国に均てんするものがのぞましいこと。

三 地域の経済社会の開発の促進に資するため、技術教育関係に対する融資並びに技術援助が拡充されるのがのぞましいこと。

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、政府管掌健康保険の保険財政の窮乏した状況に対処する等のため、標準報酬を合理化し、政府管掌健康保険に係る国庫補助の定率

化及び保険料率の引上げを行ない、当分の間の措置として賞与等について特別保険料を徴収することとし、あわせて厚生保険特別会計の健康勘定における昭和四十七年度以前に生じた損失の処理に關し、一般会計からの繰入れによつて補てんする方途を講ずる等の改正を行なうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 健康保険法の一部改正に関する事項

1 標準報酬の上下限の改定
標準報酬の上限を現行十萬四千円から二十萬円に、下限を現行三千円から一萬二千円に引き上げること。

2 保険料率の引上げ

政府管掌健康保険の保険料率を現行千分の七十から千分の七十三に引き上げること。

3 賞与に關する特別保険料の徴収

当分の間、被保険者の受ける賞与について、賞与を受けるつど、これに千分の十を乗じて得た額を徴収するものとし、事業主及び被保険者が折半負担すること。なお、健康保険組合においては、規約の定めるところにより特別保険料を徴収できるとし、その料率は千分の十の範囲内、被保険者負担分は二分の一以下とすること。

4 国庫補助の定率化

政府管掌健康保険の療養の給付、家族療養費、傷病手当金及び出産手当金の支給に

要する費用の百分の五を補助すること。

5 保険料率及び国庫補助の弾力的調整

(1) 政府管掌健康保険の保険料率について、社会保険庁長官は、社会保険審議会の意見を聞き、千分の八十を限度として変更できることとする。

(2) (1)の規定により保険料率が引き上げられた場合、千分の七十三をこえる料率千分の一につき4の国庫補助の割合を千分の四増加すること。

(二) 厚生保険特別会計法の一部改正に関する事項

昭和四十七年度末における政府管掌健康保険の累積赤字を棚上げし、これを一般会計からの繰入れによつて補てんする方途を講ずるとともに、新規の借入れを限定すること。

(三) 施行期日

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

政府管掌健康保険の財政が極度に窮乏している状況にかんがみ、保険料率の引上げ、定率国庫補助の導入、賞与に關する特別保険料の徴収等の改正を行なうことは、時宜に適應するものと認めるが、なお、保険料率及び国庫補助の弾力的調整、厚生保険特別会計法、賞与に關する特別保険料の徴収、国庫補助率及び施行期日等につき、修正を加えることを適当と認め、本案

は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十七年度一般会計予算(厚生省所管)に厚生保険特別会計(健康保険国庫補助金)繰入れとして三百七十二億六千四百八十二万五千円が計上されている。

本修正の結果、厚生保険特別会計(健康保険国庫補助金)の繰入増は、本年度約六十三億円

(国庫補助金の修正による繰入増約百四十二億円、施行期日の修正による繰入減約七十九億円)の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、斎藤厚生大臣より「やむをえない」旨の意見が述べられた。

昭和四十七年五月二十四日

社会労働委員長 森山 欽司
衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕
健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表を次のように改める。

等 級	標 準	報 酬
月 額	日 額	月 額
第一級	一一、〇〇〇円	四〇〇〇円
第二級	一四、〇〇〇円	四七〇〇円
第三級	一六、〇〇〇円	五三〇〇円
第四級	一八、〇〇〇円	六〇〇〇円
第五級	二〇、〇〇〇円	六七〇〇円
第六級	二二、〇〇〇円	七三〇〇円
第七級	二四、〇〇〇円	八〇〇〇円
第八級	二六、〇〇〇円	八七〇〇円
		二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満

(小字及び「は」は修正)

第九級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第一級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第二級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第三級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第四級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第五級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第六級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第七級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第八級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第九級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第一〇級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第一級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第五級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第一〇級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第一級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第二級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第三級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満

第三四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三五級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三六級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三七級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三八級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三九級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第八条中「報酬等」を「報酬(第七十九条ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム以下第九条第一項、第八十七条第一号及第八十八条ノ三第二項ニ於テ之ニ同ジ等)」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第七十九条ノ二」の下に「(第七十九条ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第七十条ノ三を次のように改める。

第七十条ノ三 国庫ハ第七十条ニ規定スル費用ノ外政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ百分ノ五ヲ補助ス

国庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一条ノ四第二項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ変更セラレタル場合ニ於テ其ノ変更後ノ保険料率ガ千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保険料率千分ノ一ニ付其ノ変更セラレタル日ヨリ変更後ノ保険料率ガ更ニ変更セラレタル迄ノ間ニ行ハル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハル療養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ千分ノ四ヲ補助ス

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同項の次に次の一項を加える。

社会保険庁長官ハ保険料及国庫補助ヲ以テ保険給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剰余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明トナリタルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ前項ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得但シ保険料率ヲ増加スル場合ニ於テハ千分ノ八十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五章中第七十九条ノ二の次に次の五条を加える。

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一条乃

至第七十二条及第七十七条乃至前条ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外本条乃至第七十九条ノ五及第七十九条ノ七ノ規定ニ依リ保険料(以下第七十九条ノ七迄ニ於テ特別保険料ト称ス)ヲ徴収ス特別保険料ノ額ハ各事業所ニ付事業主ガ其ノ使用スル被保険者ニ対シ賞与等(第二条第一項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ被保険者ノ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ支払ヒタル月ニ付其ノ月ニ使用スル被保険者(○被保険者ノ等第一級乃至第十六級ナル被保険者)ノ規定ニ依リ被保険者、其ノ月ニ第七十一条第三項ニ該当シタル者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴収セラレザル被保険者ヲ除ク)ニ支払ヒタル賞与等ノ総額ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価格ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十九条ノ四 特別保険料ハ前条第二項ノ規定ニ依リ其ノ算定ノ基礎ト為リタル賞与等ノ支払ヲ受ケタル各被保険者及其ノ被保険者ヲ使用スル事業主ガ左ニ掲グル区分ニ從ヒ負担ス

一 被保険者ニ在リテハ其ノ支払ヲ受ケタル賞与等ノ額ニ前条第二項ニ規定スル率ノ二分ノ一ヲ乗ジテ得タル額

二 事業主ニ在リテハ特別保険料ノ額ヨリ前号ノ規定ニ依リ各被保険者ガ負担スベキ額ノ合算額ヲ控除シタル額

第七十九条ノ五 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リ被保険者ガ負担スベキ特別保険料トシテ同条第一号ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ其ノ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九条ノ六 健康保険組合ハ当分ノ間第七十一条乃至第七十二条、第七十五条、第七十五条ノ二及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九条ノ三乃至前条ノ規定(第七十九条ノ三第三項ノ規定ヲ除ク)ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九条ノ三第二項中千分ノ十トアルハ千分ノ十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トシ前項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九条ノ四第一号中二分ノ一トアルハ二分ノ一ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価格ノ算定ニ

付テハ第二条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十九条ノ七 第七十七條、第七十九條及第七十九條ノ二ノ規定ハ第七十九條ノ三第一項又ハ前
条第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ関シ之ヲ準用ス

第八十七條第四号中「第七十七條本文」の下に「(第七十九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加
える。

(厚生保險特別會計法の一部改正)

第二条 厚生保險特別會計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七の次に次の二条を加える。

第十八条ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テハ借入金ニ付テハ昭和四十八年度以降ニ於テハ当分ノ間第
十條ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十七年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同
勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保險法(大正十一年法律第七十号)第七十一條ノ四第二項ノ規定
ニ依ル保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ガレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞ア
ル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限
リ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八条ノ九 政府ハ昭和四十七年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定
ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ
財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般會計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年^七四月一日から施行する。

(標準報酬に關する経過措置)

2 この法律の施行の日前に健康保險の被保險者の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資
格を有する者(健康保險法第二十條の規定による被保險者の資格を有する者を除く。)のうち、昭和
四十七年^六三月の標準報酬月額が一万円以下である者又は十万四千円である者の同年四月一日から同

年九月三十日までの標準報酬については、その者が同年^七四月一日に被保險者の資格を取得したもの
とみなして、この法律による改正後の健康保險法第三條の規定を適用する。この場合において、そ
の者の同年^六三月の標準報酬月額が一万円以下であるとき又はその者が厚生年金保險の被保險者であ
つてその者の同年^七四月における厚生年金保險法(昭和二十九年法律第十五号)による標準報酬月額
が十万四千円以上十二万六千円以下であるときは、健康保險法第三條第三項の規定にかかわらず、
それぞれ、その者の同年^六三月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年^七四月における厚
生年金保險法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保險法によ
る標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

(保険料に關する経過措置)

3 昭和四十七年^六三月以前の月に係る政府の管掌する健康保險の保険料については、なお従前の保
料率による。

(特別保険料に關する経過措置)

4 この法律による改正後の健康保險法第七十九條ノ三から第七十九條ノ五まで及び第七十九條ノ七
の規定は、この法律の施行の日以後において支払われる同法第七十九條ノ三第二項に規定する賞与
等について適用する。

(国庫補助に關する経過措置)

5 この法律による改正後の健康保險法第七十條ノ三第一項の規定は、この法律の施行の日以後に行
なわれる療養の給付、同日以後に行なわれる療養に係る家族療養費の支給並びに同日以後の期間に
係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用について適用する。

(保険料率の変更に關する経過措置)

6 昭和四十七年度における

○この法律による改正後の健康保險法第七十一條ノ四第二項の規定による^三保険料率の変更は、昭和
四十八年度以降においては、年度ごとに当該不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかと
なつたときに限り、かつ、保険料及び国庫補助をもつて保険給付費、保健施設費その他政令で定め
る経費に充てる費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつた場合において、行
なうことができるものとする。

〔別紙〕

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 政府管掌健康保険の管理運営体制の確立を図るため、必要な人員及び予算の確保に努めるとともに、その経営の効率化を図るため、経営委員会の設置等の方途をすみやかに検討し、これが実現に努めること。

二 医療費の地域格差についてすみやかにその原因の分析、究明を行ない、適切な対策をすみやかに講ずるものとする。

三 公費負担医療の拡充強化に努めるとともに、国民医療の確保を図るため、医療従事者の確保、医療供給体制の整備等につき、年次計画的に、これが実現に努めること。

なお、公的病院の病床規制の撤廃及び差額ベッドの規制については、すみやかにその対策を講ずるものとする。

四 保険医療機関に対する指導監査の徹底を期すること。

五 薬価基準の適正化及び診療報酬体系の合理化に一層の努力をすること。

六 未適用事業所に対する適用拡大の問題について、すみやかにその具体的方策を検討し、早期にこれを解決を図るものとする。

七 日雇労働者健康保険制度の改善について、早

急に具体策を講ずること。

八 特別保険料は、可及的すみやかに廃止できるよう保険財政の健全化に努めること。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、警察職員、消防職員等が高度の危険が予測される状況の下においてその職責を遂行し、そのため公務上の災害を受けた場合における障害補償及び遺族補償の額について特例を設けようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 対象となる職員及び職務

(1) 対象となる職員は、警察官、消防吏員その他の政令で定める職員とする。

(2) 対象となる職務は、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下での犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務とする。

(二) 補償

当該災害に係る障害補償又は遺族補償の額は、現行のこれらの額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算するものとする。

(三) 実施期日

前記の措置は、昭和四十七年一月一日から実施するものとする。

二 議案の可決理由

警察官、消防吏員等の職務遂行は、近時ますます危険性を増してきており、公務上の災害を受けた場合に、公務災害補償上、特別の措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十七年五月二十五日

地方行政委員長 大野 市郎

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり左の点についてすみやかに善処すべきである。

一 特殊公務について政令で定める範囲を拡大するとともに、特に危険をおかして業務を遂行した場合の補償についても検討を加えること。

二 民間の企業における補償の実態にかんがみ、地方公務員に対しても公務による死亡見舞金等の支給について検討すること。

三 若年者の公務災害補償額の引上げについて検討すること。

右決議する。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の十六から百分の十八に引き上げること。

2 標準給与の最低額を、一万八千円から二万六千円に引き上げること。

3 国・公立学校の教職員の年金額の引上げに準じて、次のような改善を行なうこと。

(一) 私立学校教職員共済組合が支給する年金について、昭和四十六年十月に実施した年金改定の際に用いた標準給与に乗ずる率の算定の基礎となつた増額率を一〇・一%増率し、昭和四十七年十月分以後、その年金額を引き上げること。

(二) 私立学校教職員共済組合が支給する旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を引き上げること。

(三) 退職年金等の最低保障額を九万六千円(遺族年金については四万八千円)から十一万四千円(遺族年金については五万五千二百円)に引き上げること。

(四) 高齢者(七十歳以上の者)等に係る年金の最低保障額の特例について、その対象となる高齢者を六十五歳以上の者に改めるとともに、その額を、十二万円(遺族年金については六万円)から十三万四千四百円(遺族年

金については六万七千二百円に引き上げること。

4 この法律は、昭和四十七年十月一日(国の補助率の改正規定及び標準給与に關する経過規定については同年四月一日)から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、私立学校教職員の福利厚生を図るため、妥当なものと認めるが、国の補助率に關する改正規定等の施行期日はすでに経過しているため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算に、九千三百九十万円が計上されている。

昭和四十七年五月二十五日

文教委員長 丹羽 兵助

衆議院議長 船田 中蔵

〔別紙〕

附 則

(小字及び一は修正)

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日同年四月一日から施行する。改正後の同法同条同項の規定は、同年四月一日から適用する。

工業再配置促進法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及びその地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 移転促進地域及び誘導地域

(1) この法律で「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。

(2) この法律で「誘導地域」とは、工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県(政令で定める要件に該当する市町村の区域を除く)並びにこれらに連接し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加割合がこれらに類する市町村の区域で政令で定めるものをいう。

2 工業再配置計画

(1) 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会

の意見をきいて、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に關する事項、誘導地域における工場の新増設に關する事項、工業の再配置に關連する環境の保全及び労働力の需給に關する事項その他工業の再配置に關する重要事項についての工業再配置計画を定め公表しなければならない。

(2) 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、農村地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に關する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 指導及び助言

(1) 通商産業大臣及び事業所管大臣は、工業再配置計画の目標を達成するため必要があると認めるときは、製造事業者に対し、指導及び助言を行なうものとする。

(2) 関係行政機関の長は、その所掌事項について、指導及び助言に關し通商産業大臣及び事業所管大臣に意見を述べることができ

4 認定

移転促進地域内の工場を誘導地域に移転しようとする製造事業者は、移転計画を通商産

業大臣及び事業所管大臣に提出して、計画が政令で定める要件に該当するものである旨の認定を受けることができる。

5 課税の特例

移転促進地域内の工場を誘導地域に移転しようとする製造事業者がその工場の減価償却資産を4の認定計画に従つて廃棄又は譲渡するときは、その者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置(加速償却)を講ずる。

6 固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

地方公共団体が、認定計画に従つて移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転した者について、移転後の固定資産税を減免した場合、三年間に限り、国はその減収額について地方交付税により補てんするものとする。

7 財政上の措置等

(1) 国は、工業の再配置を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるとともに、必要な資金を確保するよう努めなければならない。

(2) 地方公共団体が誘導地域における工場用地の造成等のために起こす地方債については、適切な配慮をするものとする。

(3) 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号 議案に関する報告書

進に努めなければならない。

8 施行期日

この法律は、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、工業再配置を促進することにより、過密・過疎に伴う弊害の是正及び国土の均衡ある発展を図るための措置として、おおむね有効適切なものとするが、工業再配置計画の策定、工場の移転計画の認定その他の規定について一部修正を加える必要があると認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算に、工業再配置促進対策費五億円が計上されている。
右報告する。

昭和四十七年五月二十五日

商工委員長 嶋田 宗一

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(目的)

第一条 この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を

○環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

(工業再配置計画)

第三条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関連する○環境の保全及び労働力の需給に関する事項その他工業の再配置に関する重要事項について定めるものとする。

3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、○産業地域振興基本計画、○農村地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 関係都道府県知事は、工業再配置計画に関し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 5 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(認定)

第五条 製造の事業を営む者が移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものは、当該移転に関する計画を通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に提出して、その計画が、法律の規定に基づく特定の地域への工業の誘導に関する計画に適合することが確認されていること○その他の政令で定める要件に該当するものである旨の認定を受けることができる。

2 製造の事業を営む者が前項の規定により移転に関する計画を提出する場合には、当該誘導地域の都道府県知事の意見を添付しなければならない。

12 3 前○二項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(施設の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

(工場用地の造成)

第十一条 誘導地域において工場用地を造成しようとする者は、環境の整備その他環境の保全に配慮して行なうよう努めなければならない。

(工場跡地の利用)

第十二条 国及び地方公共団体は、移転促進地域における工場の移転に係る工場跡地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第十三条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、製造の事業を営む者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十四条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

〔別紙〕

工業再配置促進法案に対する附帯決議
政府は、本法施行にあたり、工業再配置の円滑な推進を図るため、地価高騰の抑制等について抜本的な土地対策を確立するとともに、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 政府及び政府関係機関の工場を積極的に誘導地域に移転するよう努めること。

二 移転促進地域における工場の分散の促進及び過密傾向の地域における工場の新増設の抑制のため、これらの工場に対し特別の負担を課することを含め立地の規制措置について検討すること。

三 工業再配置の推進にあたっては、誘導地域に

おける農業等の産業との調和の確保並びに当該地域の生活環境施設及び福祉施設の整備に努めるとともに、公害の防止及び自然環境の保全について万全の措置を講ずること。

なお、関連中小企業対策に十分留意すること。

四 誘導地域へ移転した事業者に対する固定資産税の減免に伴う地方財源の減収補てんについて特別の措置を講じ、減免期間の大幅な延長を行ない得るよう速やかに検討すること。

五 移転計画の認定は、当分の間、原則として産炭地域、農村地域工業導入地区及び地方公共団体又はこれに準ずる者の造成する団地に移転するものについて行なうこと。

六 誘導地域に工場を移転する場合には、特に雇用問題に留意するとともに、移転後の労働条件等が低下しないよう、指導に万全を期すること。

七 工業再配置・産炭地域振興公団の造成する中核団地においては、中小企業の用地の確保に留意して造成計画を定めること。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、現在の産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組し、この公団に従来の産炭地域振興業務に加え、工業の過密地

域からの工場移転に必要な資金の貸付け及び工業の集積度の低い地域における工場用地の造成等の業務を行なわせることにより、工業の再配置の促進及び引き続き産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名及び法人の名称の改正

法律の題名を「工業再配置・産炭地域振興公団法」に改めるとともに、産炭地域振興事業団を「工業再配置・産炭地域振興公団」以下「公団」というに改組する。

2 目的の改正

公団の目的に「工業の再配置の促進のために必要な業務を行なうこと」を加える。

3 業務の追加

公団の業務に、従来の産炭地域振興業務のほか、次の工業再配置業務を加える。

(1) 工業が過度に集積している地域から工業の集積度の低い地域へ工場を移転しようとする製造事業者に対する移転資金の貸付け及び工場跡地の買取り等。

(2) 工業の集積度の低い地域における工場用地(住宅及び道路その他の関連施設の敷地を含む。)の造成(地方公共団体の要請がある場合に限る。)及び管理等。

4 役員

公団に役員として総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置くことと

する。

5 区分経理及び債務保証

(1) 公団の経理について、工業再配置業務に係るものと産炭地域振興業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとする。

(2) 政府は、国会の議決を経た範囲内で、公団の債務について保証することができるととする。

6 施行期日及び経過措置

(1) この法律は、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行する。

(2) 所要の経過規定を設けるとともに、条項及び関係法律の規定の整理を行なう。

二 議案の可決理由

本案は、工業再配置に関する施策の円滑化、効率化を図ることにより、過密・過疎に伴う弊害の是正及び国土の均衡ある発展に資するための措置として、有効適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度産業投資特別会計において、工業再配置・産炭地域振興公団への出資金四十五億円が計上され、また、同年度財政投融資計画において、同公団への融資百億円が予定されている。

右報告する。

昭和四十七年五月二十五日

衆議院議長 船田 中殿
商工委員長 鴨田 宗一

衆議院会議録第三十号中正誤

べし	段 行	誤	正
八四	一 末	万ト	万ト
八四	二 八	四十五年	四十五年
八五	二 元	転換期	転換
八六	一 三	合理的	合理化
九〇	三 一五	ございます、	ございます。
九三	四 六	あんこには	あんこは
九三	四 二	先ほど	先ども
九三	一 末	今後において	今後においても
九四	二 三	自給率	自給率
九四	四 三	生産を	生産力を
九四	四 三	明確にする	明確に定める
九六	四 四	これを	これと
九八	三 三	実現	実施
九八	三 三	それは	これは

昭和四十七年五月二十五日 衆議院會議録第三十三号

九七六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(配達料共)

所 発行

大

蔵

省

印

刷

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四二一(大代)